

令和4年度

第2回府中市地域公共交通活性化協議会

開催次第

令和4年12月23日（金）10時00分～
府中市役所4階 第一委員会室

1. 開 会

2. 委員紹介

3. 会長、副会長及び監査委員の選出

4. 議事

- 第1号議案 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金・事業評価（案）
第2号議案 地域公共交通計画（旧 府中市地域公共交通網形成計画）の策定
第3号議案 府中市地域公共交通活性化協議会規約改正（案）

5. 報告事項

6. その他

7. 閉 会

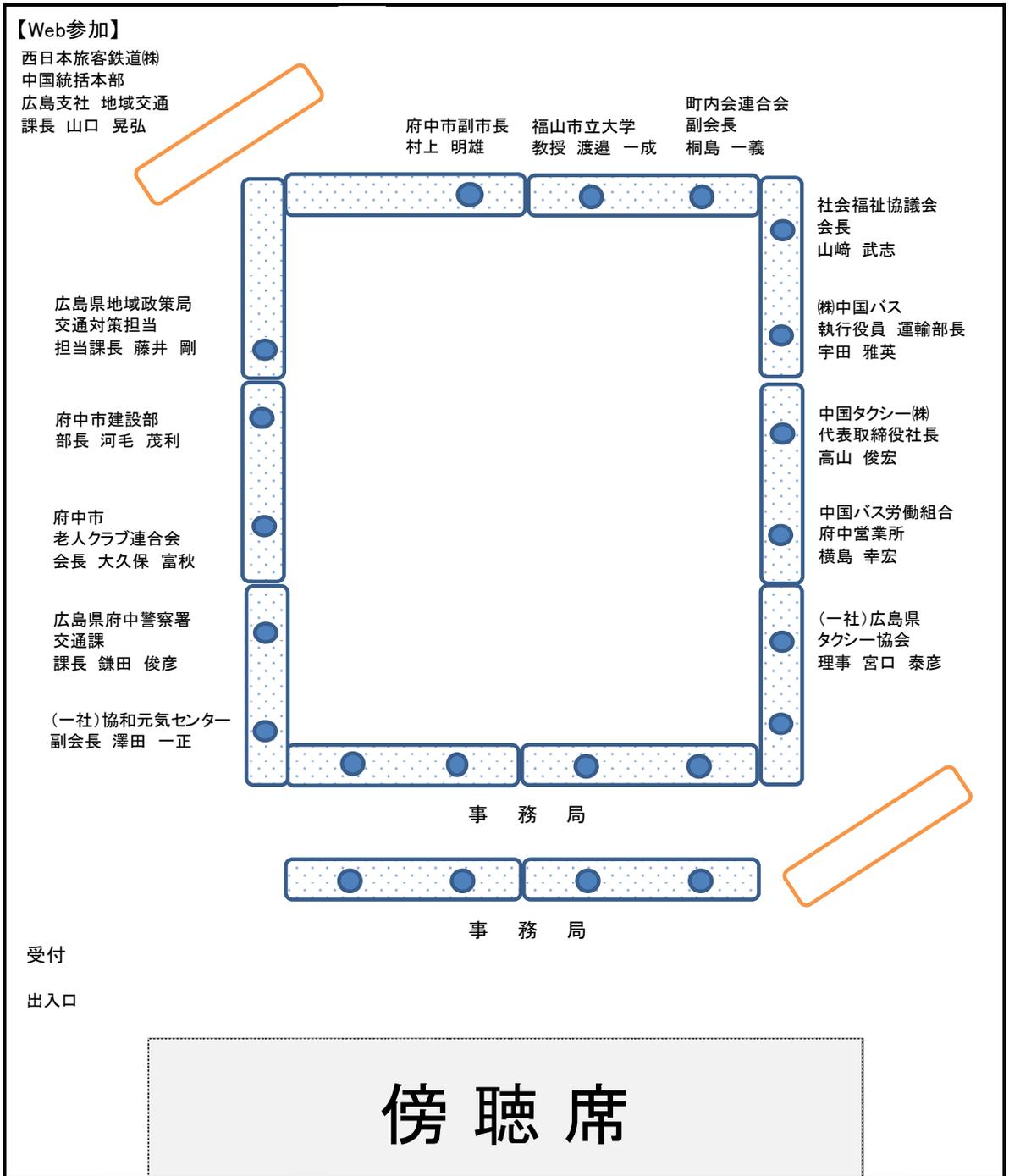
【配布資料】

- 資料1 府中市地域公共交通活性化協議会 委員名簿／配席図
資料2 府中市地域公共交通活性化協議会 議案集
参考資料① 府中市地域公共交通活性化協議会 資料
参考資料② 広島県地域公共交通ビジョンの策定について
参考資料③ 報告事項 資料
参考資料④ 府中市地域公共交通活性化協議会規約

府中市地域公共交通活性化協議会委員名簿

区 分		所 属	役 職	氏 名	備考	協議会
市長又は市長が 指名する者	市	府中市	副市長	村上 明雄		
住民又は 利用者代表	市民・利用者	府中市 老人クラブ連合会	会長	大久保 富秋		
		府中市 町内会連合会	副会長	桐島 一義		
		府中市 社会福祉協議会	会長	山崎 武志		
鉄道事業者	事業者代表	西日本旅客鉄道(株) 中国統括本部 広島支社 地域交通	課長	山口 晃弘	Web参加	
一般旅客自動車 運送事業者	事業者代表	(株)中国バス	執行役員 運輸部長	宇田 雅英		
		中国タクシー(株)	代表 取締役 社長	高山 俊宏		
	事業者団体 代表	(一社)広島県 タクシー協会	理事	宮口 泰彦		
自家用有償旅客運送を 実施する団体	実施団体代表	(一社)協和元気セン ター	副会長	澤田 一正		
一般旅客自動車運送事業 者の事業用自動車の運転 者が組織する団体	労組代表	中国バス労働組合	府中営 業所	横島 幸宏		
中国運輸局 広島運輸支局長又はその 指名する者	運輸行政	中国運輸局 広島運輸支局	首席運 輸企画 専門官	川野 芳枝	欠 席	
広島県知事又は その指名する者		広島県地域政策局 交通対策担当	担当 課長	藤井 剛		
道路管理者	国道・県道 道路管理者	広島県 東部建設事務所	所 長	古川 信博	欠 席	
	市道 道路管理者	府中市建設部	部 長	河毛 茂利		
府中警察署長 又はその指名する者	交通管理者	府中警察署 交通課	課 長	鎌田 俊彦		
学識経験者		福山市立大学	教 授	渡邊 一成		

会場 庁舎4階 第一委員会室



令和 4 年度第 2 回
府中市地域公共交通活性化協議会

議 案

令和 4 年 1 2 月 2 3 日

目 次

第 1 号議案	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金・事業評価（案）・・・ 1
第 2 号議案	地域公共交通計画の策定（旧 府中市地域公共交通網形成計画）・・・ 2 7
第 3 号議案	府中市地域公共交通活性化協議会規約改正（案）・・・・・・・・・・ 3 1

第1号議案 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

・事業評価（案）

《提案理由》

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第3条第5項及び実施要領に基づき当協議会が実施する地域公共交通確保維持事業について、効果的かつ効率的に事業を推進するため、補助金交付要綱の規定に基づき、実施状況の確認及び目標達成状況等の評価を行う。

本市における評価対象事業は、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（市街地循環バス右まわり及び左まわり）である。このことについて評価結果を提案する。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和4年12月 日

協議会名: 府中市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
株式会社中国バス	(右まわり便) 府中市役所～ 道の駅びんご府中～ 府中市民病院～ 府中市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅を交通結節点とした他路線への接続もスムーズに行われ、利用者の利便性向上が図られた。 ・日頃公共交通を利用する機会の少ない幼稚園児等とその家族に利用促進策として循環バスの飾り付けを行い、無料乗車券の配布を実施した。 	A 計画通り事業は適切に実施された。	B <ul style="list-style-type: none"> 【目標】利用者17,500人/年 【実績】利用者13,062人/年 ・目標値に達しなかった。 ・効果として掲げた、道の駅の交通結節点とした他路線への接続はスムーズに行われ、利用者の利便性向上が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 【右まわり便】 ・次年度目標 利用者16,000人/年 【左まわり便】 ・次年度目標 利用者10,000人/年 【共通事項】 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用者数は減少したが、商業施設付近では増加、市民病院では減少していることから、日常的に必要な買い物は行くが、医療機関には極力行かないようにする等の行動変容があったものと考えられる。 ・郊外路線との接続ダイヤを調整し、利便性向上に努める。 ・今後も、高齢者以外にも利用を促進するためにモビリティマネジメントの実施を続ける。
株式会社中国バス	(左まわり便) 府中市役所～ 見晴団地～ 府中高校～ 道の駅びんご府中～ 府中市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設1箇所と連携し循環バスの利用で買い物料金の割引が可能となる特典を、引き続き実施した。 ・令和4年4月から路線バスの路線再編を実施し、循環バスとの接続を考慮したダイヤ設定を行うとともに、循環バスと再編路線バスとの相互乗継割引も同時に開始した。 	A 計画通り事業は適切に実施された。	B <ul style="list-style-type: none"> 【目標】利用者11,500人/年 【実績】利用者 8,733人/年 ・目標値に達しなかった。 ・通院・買物・公共施設等を利用する高齢者を中心とした日常の移動手段確保につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、高齢者以外にも利用を促進するためにモビリティマネジメントの実施を続ける。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和4年12月 日

協議会名： 府中市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名： 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

地域の交通の目指す姿
(事業実施の目的・必要性)

府中市は、平地部、中山間部を含む多様な地域特性を有している。主な都市機能が集中している中心市街地は山と川に挟まれた平野部に位置し、そこから福山市に繋がる東南部に居住が集中している。昭和55年には人口増加がピーク(56,200人)に達し、令和2年には昭和55年の67%にあたる37,655人(R2国調)まで減少し、福山市への人口集中が顕著となっている。世帯数も減少傾向ですが、反対に単身高齢世帯が昭和55年の429世帯から令和2年の2,146世帯に増加している。

本市の公共交通の状況は、幹線的な交通機関として、JR福塩線、福山市と府中市中心部を結ぶ路線バスが運行している。また、中心部と集落地域を結ぶ路線バスについては、民間バス事業者が撤退した路線を本市が引き継ぎ、廃止代替バスとして事業者に委託し運行している路線が大半となっている。そのため事業の採算性は低く、その支出が市にとって大きな負担となっているが、公共交通は市民生活の重要なネットワークを担っており、都市機能が集約した中心市街地と集落地域を結ぶものとして、まちづくりに必要不可欠なものである。

とりわけ、市街地循環バスは周辺地域との交通結節点であるJR府中駅、道の駅を網羅し、市民生活に欠かせない通院や買い物に効率よく利用できるようルートを設定している。

また、まちなかの利便性向上を目的として、中心市街地と集落市街地のネットワーク再編を行い、住み続けられるネットワーク型コンパクトシティを構築する必要がある。

令和4年度 地域公共交通確保維持改善事業 事業評価 府中市地域公共交通活性化協議会 生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統)の概要



府中市の概要

- ・平成16年4月に1市1町が合併
- ・人口 37,655人(令和2年度国勢調査)
- ・面積 195.75km²

協議会の構成員

府中市 市民・利用者代表 (株)中国バス JR西日本(株)
中国タクシー(株)(一社)広島県タクシー協会 自家用有償旅客運送団体代表 労組代表 広島運輸支局 広島県道路管理者 府中警察署 学識経験者 その他行政

概要

府中市は、平地面部、中山間部を含む多様な地域特性を有している。幹線的な交通機関として、JR福塩線、福山市と府中市中心部を結ぶ路線バスが運行している。また、中心部と集落地域を結ぶ路線バスについては、民間バス事業者が撤退した路線を本市が引き継ぎ、廃止代替バスとして事業者に委託し運行している路線が大半となっている。そのため事業の採算性は低く、市にとって大きな負担となっている。一方では、マイカーを自由に利用できない高齢者を中心に公共交通の必要性は高くなっている。特に、中心市街地には、公共施設や医療施設等の都市機能が集中しているにも関わらず公共交通機関の少ない地域であったため、中心市街地と市街化区域をカバーする地域内幹線系統として、市街地循環便「府中ぐるっとバス」の運行を開始した。

また、市中心部に道の駅びんご府中を供用開始したことに伴い、交通結節点として、市街地循環バス、集落部と結ぶ路線バス、都市部を繋ぐ高速バスの乗り入れも開始した。さらに、市街地内の交通空白地域の解消および市街地内の移動の利便性を図り、平成29年10月から市街地循環バスの逆まわり便の実証実験を行い、平成30年4月から本格運行している。

協議会の主な取り組み

- ・利用者ニーズに合わせた路線バス等の再編
- ・モビリティマネジメントによる公共交通利用促進事業
- ・交通空白地域におけるフィーダー交通の検討・導入
- ・過疎地域や交通不便地域における区域型及び路線不定期型のデマンドタクシーの運行
- ・市街地循環便利用促進キャンペーンの実施他
- ・小学生等を対象とする出前授業のメニューを設置し、応募を呼び掛けた。

協議会における検討

協議会の開催状況 4回開催

- ・令和3年度第2回(令和3年11月)「バス路線の再編に関する方向性」を協議
- ・令和3年度第3回(令和3年12月)「バス路線再編」「地域内フィーダー系統事業・事業評価」「バリア解消促進等事業・事業評価」「自家用有償旅客運送の実施」を協議
- ・令和4年度第1回(令和4年5月)「事業報告及び決算報告」「事業計画及び予算案」「地域内フィーダー系統確保維持計画」を協議
- ・令和4年度第2回(令和4年12月)「地域公共交通確保維持改善事業・事業評価」「地域公共交通計画の策定」「府中市地域公共交通活性化協議会規約改正(案)」を協議

府中市地域公共交通活性化協議会 事業の評価

定量的な目標・効果

府中ぐるっとバス(右回り) 【目標】年間当たり利用者数を17,500人とする。

府中ぐるっとバス(左回り) 【目標】年間当たり利用者数を11,500人とする。

【効果】・当該路線は府中市の目指すネットワーク型コンパクトシティを実現するための、中心市街地において、都市機能である公共公益施設、医療施設及び商業施設等を接続する地域内幹線である。交通結節点であるJR府中駅や道の駅でJRや地域幹線バス、高速バスとの乗り継ぎを行うことにより、広域的な移動利便性が向上する。

・市民の日常生活に不可欠な地域内の移動の利便性向上、公共交通空白地域の削減、地域特性・利用者特性に応じた多様な地域内移動サービスが確保できる。

昨年度の自己評価に対するフォローアップ

- ・普段は利用しない小学生等の若年層を対象にバスの飾り付けを行った。沿線の保育所に於いて12月に1箇所、6月に1箇所飾り付けを実施し、バス利用を促した。
- ・令和4年4月から路線バスの路線再編を実施し、循環バスとの接続を考慮したダイヤ設定を行うとともに、循環バスと再編路線バスとの相互乗継割引も同時に開始した。

実施した利用促進策

- ・利用促進策として、12月と6月に保育所園児によるバス車内の飾り付けを実施した。これにより普段バスを利用しない子育て世代や新たな顧客のバス利用を促すことができた。
- ・商業施設1箇所と連携し、循環バスの利用に応じて買い物の割引を実施する特典を、今年度も引き続き行った。
- ・令和4年4月から循環バスと路線再編したバスとの相互乗車割引を開始した。

昨年度の運輸局二次評価に対するフォローアップ

- ・市広報(令和4年12月)に公共交通で利用できるクーポン券を印刷し、公共交通の利用促進を行うと共に、利用状況を確認し、新型コロナウイルス感染症の影響についても分析を行う。
- ・普段公共交通を利用する機会の少ない小学生等の若年層をターゲットとした、バスの乗り方教室等のモビリティマネジメントを実施して利用者層の拡大を図り、より持続可能な公共交通ネットワークの構築を図った。

地域住民の意見の反映

- ・現行の市街地循環便に平成30年4月から逆周りを加えることで、市街地内の交通不便地域の解消を図る事ができた。しかしながら、市街地南部の栗柄町及び土生町付近において、近接した路線バス同士が重複して非効率な運行を行っていること、また交通空白地帯が存在することから既存バス路線の再編を推進。循環便との連絡を強化するダイヤ設定で効率化を図る取組について、説明会を開催し地元住民・町内会の意見を聴いた上で、令和4年4月から路線再編したバスを運行開始した。

事業実施の適切性

市街地循環バス：(右回り便・左回り便)

- ・計画どおり適切に実施されている。
- ・右回りは1日13便1周約40分、左回りは1日11便1周約50分の運行は利用者にも分かり易く、定着している。
- ・道の駅を交通結節点として、他の路線への接続もスムーズに行われ、利用者の利便性向上が図れている。

目標・効果達成状況

【目標】

- ・右回り便の年間利用者数は13,062人で、目標の17,500人に達しなかった。
- ・左回り便の年間利用者数は8,733人で、目標の11,500人に達しなかった。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用者数は減少したが、商業施設付近では増加、市民病院では減少していることから、日常的に必要な買い物は行すが、医療機関には極力行かないようにする等の行動変容があったものと考えられる。
- ・七夕並びにクリスマスの時期に保育園児による車内の飾りつけを実施した事により、子育て世代等の新たな利用者発掘を図る事ができた。

【効果】

- ・道の駅の交通結節点とした他路線への接続はスムーズに行われ、利用者の利便性向上が図られた。
- ・左回りの本格運行が定着してきたことにより、通院、買物、公共施設の利用など、高齢者を中心とした交通弱者の日常の移動手段確保に貢献した。また、道の駅びんご府中と府中駅前停留所において幹線バス、高速バスに接続しているため広域的な移動も可能である。

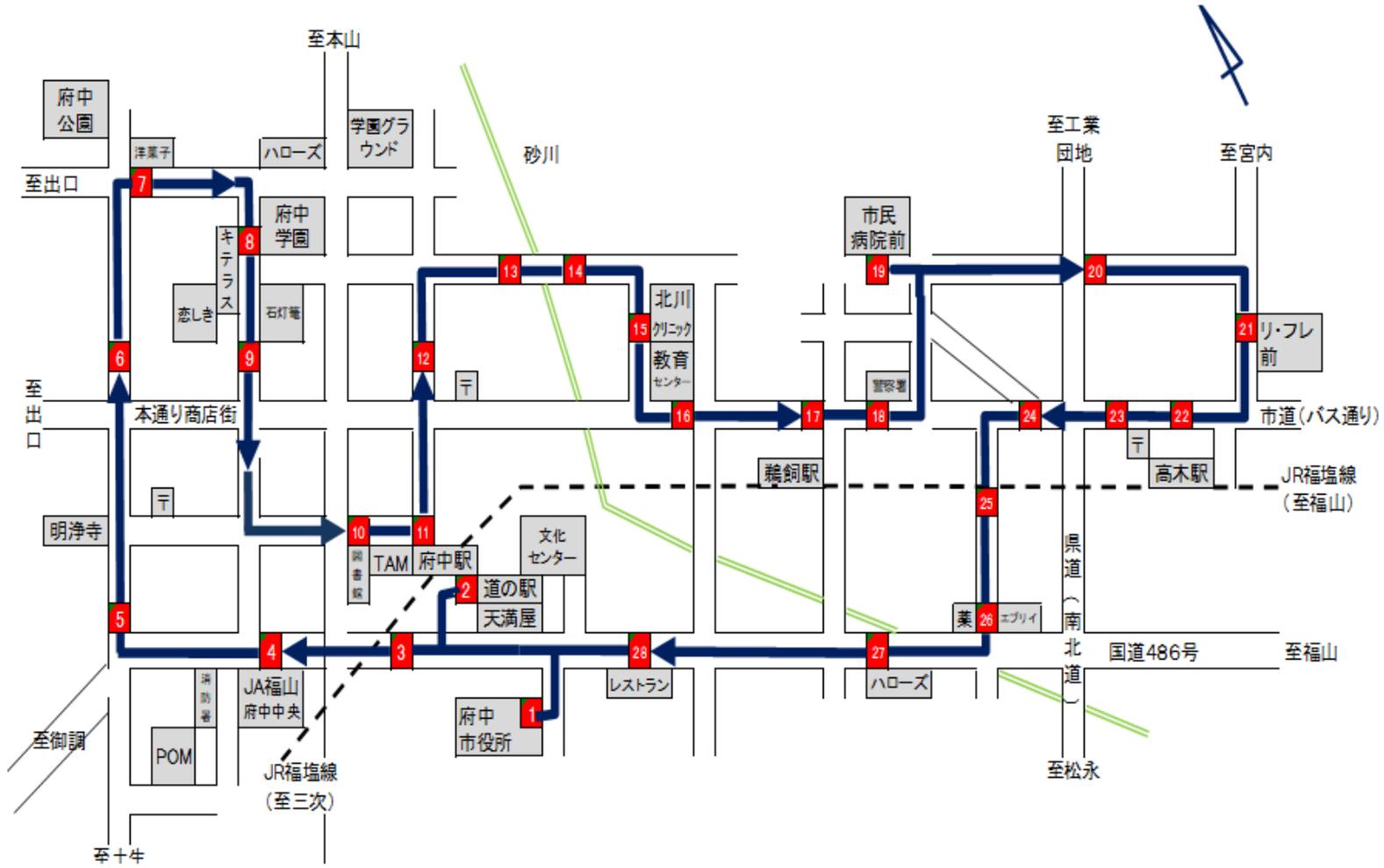
事業の今後の改善点

- ・右まわり便については、前年度利用者からは増加したものの、コロナウイルスの影響による行動変容によって、目標数値を大きく下回ったと推察される。次年度以降はバスの安全性を利用者へPRしつつ、年間利用者数はコロナ禍以前を基準に同様に16,000人を目標とする。
- ・左まわり便については右回り同様に、前年度利用者からは増加したものの、コロナウイルスの影響による行動変容によって、目標数値を大きく下回ったと推察される。バスの安全性をアピールし次年度目標値はコロナ禍以前を基準に同様に10,000人と設定する。
- ・市街地交通不便地域が存在しており住民ヒアリング、実証実験等の実施により地域の実情に適應した運行形態について検討する。
- ・市街地循環バス沿線付近の公共施設や商業施設との共同企画やイベントの開催等。沿線内には、図書館や児童会館など集客できる公共施設が点在しており、各施設でのイベント開催時に合わせ、市街地循環バスの利用を促すキャンペーンを実施し、従来とは違う新たな利用者を掘り起こす。また、沿線沿いの商業施設との共同企画等による連携を図り、住民のお出がなサポートができる路線として確立させる必要がある。



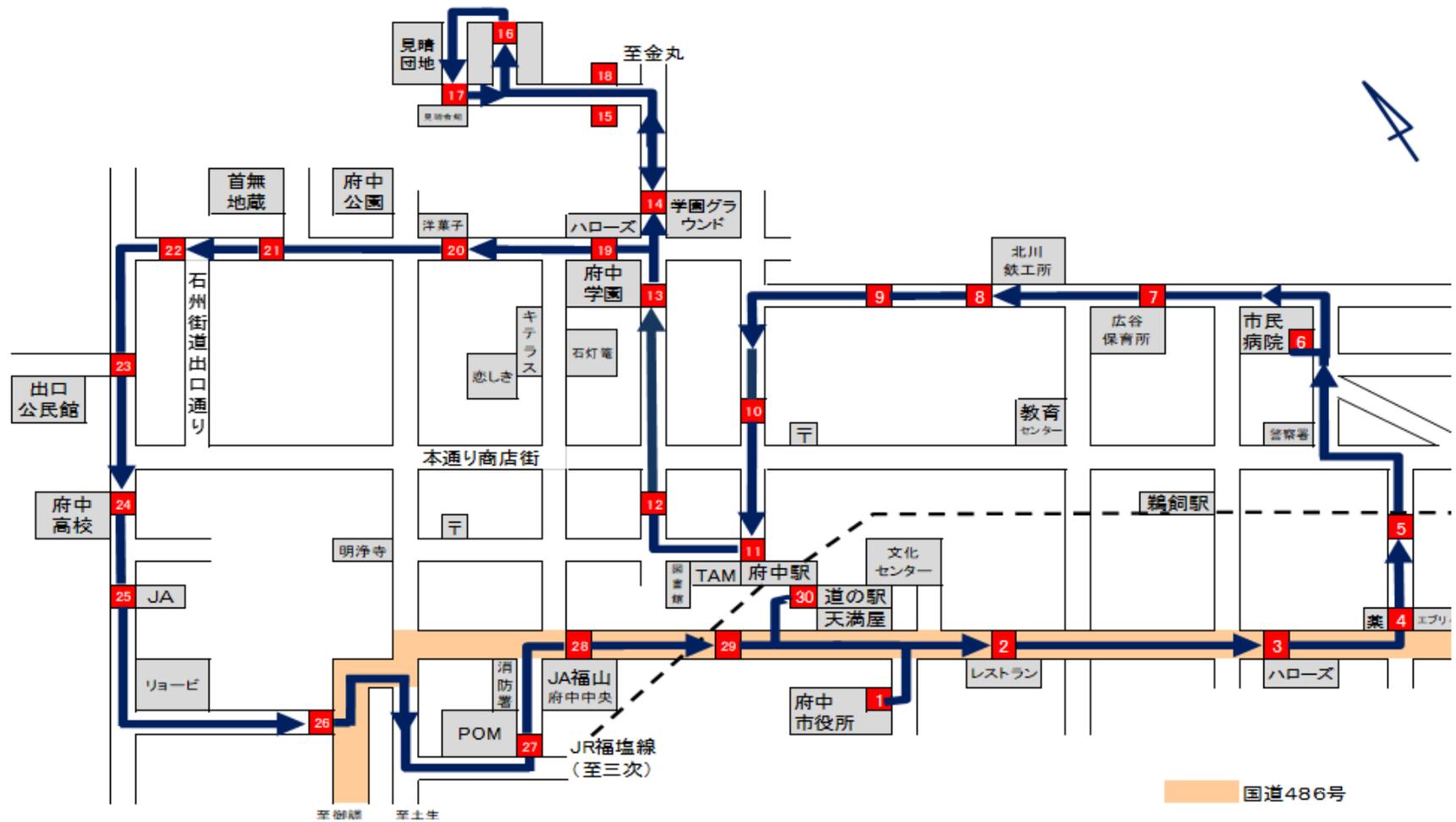
運行系統図 別紙

系統名	府中市循環バス(右回り便) 府中市役所～道の駅びんご府中～府中市市民病院～リ・フレ～府中市役所
運行形態	4条路線
運行日・便数	月～土曜日(12/29～1/3 祝日除く) 1日13便
運賃	1乗車につき大人(中学生以上)150円、こども(小学生)80円、小学生未満(保護者同伴必要)無料



運行系統図 別紙

系統名 府中市循環バス(左回り便) 府中市役所～見晴団地～府中高校～道の駅びんご府中～府中市役所
 運行形態 4条路線
 運行日・便数 月～土曜日(12/29～1/3、祝日除く) 1日13便
 運賃 1乗車につき大人(中学生以上)150円、こども(小学生)80円、小学生未満(保護者同伴必要)無料



地域内フィーダー系統確保維持計画

○計画期間 令和4年度から令和6年度

○地域内フィーダー系統確保維持計画の名称

「府中市地域内フィーダー系統確保維持計画」

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

府中市は、平地部、中山間部を含む多様な地域特性を有しており、居住する集落北部では人口減少の傾向が著しく、高齢化率も非常に高い状況となっている。

本市の公共交通の状況は、幹線的な交通機関として、旧府中市と旧上下町の中心部を結ぶJR福塩線、路線バスが運行しており、特にその中心を担う路線バスについては、民間バス事業者が撤退した路線を本市が引き継ぎ、廃止代替バスとして事業者に委託し運行している路線が大半となっている。そのため事業の採算性は低く、その支出が市にとって大きな負担となっている。

一方、合併による生活圏域の拡大や中核市と隣接した地域性に伴い住民の移動ニーズは多様化しており、個々の地域の置かれた状況に応じた効果的で効率的な公共交通サービスを講じていくとともに、生活交通サービスの地域格差の解消が求められている。

こうした課題を踏まえ、平成19年度において「府中市生活交通再編計画」を策定し、生活交通の現状と問題点、生活交通に係わる住民ニーズ等を把握したうえで、乗合バスの運行再編、スクールバス及び福祉移送サービスの体系の見直し等、生活交通対策のあり方について検討を行った。

この計画の成果を踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「府中市公共交通総合連携計画」を策定し、旧上下町地域のデマンドタクシー運行や市街地循環バスの運行の実施に至った。また、今後の社会情勢の変化にも対応するため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）を活用して平成25年度に改訂を行い、高齢化や交通空白地域解消に向けた交通資源の適正配分の検討や、府中市都市計画マスタープランと連携した生活中心市街地の賑わい創出のため、周辺地域と中心市街地の公共交通の位置付けを明確にした。

平成31年度には、域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）活用による「府中市地域公共交通網形成計画」を策定し、ネットワーク型のコンパクトシティの実現を目指して策定した「府中市立地適正化計画」に示す居住誘導区域内における公共交通や周辺地域と都市機能誘導区域である中心市街地とを結ぶ公共交通について検討し、まちづくりと連携した持続可能な公共交通のあり方について整理した。

＜府中市市街地循環バス＞

交通結節点を中心とした交通体系を構築するとともに、利用実態・バス運行希望の多い医療機関・商業施設等が集積する市街地移動サービスの充実を図る必要がある。

平成22年度、地域公共交通活性化・再生総合事業による支援を受け、実証運行を実施して平成23年4月から本格運行に移行した。その後、将来的に継続可能な公共交通を確保していくために地域公共交通確保維持事業を活用している。平成28年10月には道の駅びんご府中が供用開始され、新たな交通結節点として市街地循環バスをはじめとして、市内路線バスの路線再編を行ったこ

とにより、利便性の向上を図った。また、市街地内の交通空白地域の解消および市街地内移動の利便性を向上させることで、高齢者の外出機会の創出を目的として、平成29年10月から6ヶ月間市街地循環バスの逆まわり便の実証実験を行い、府中市地域公共交通活性化協議会において検証し、平成30年4月から本格運行に移行した。

2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

令和3年度以降も利便性の向上（日常生活行動に合致したダイヤの設定、JR、幹線路線バスとの乗り継ぎ改善、既存の交通空白地域や個別施設への乗り入れ等）に配慮した目標とする。

【市街地循環バス】

○JR府中駅や地域幹線バス路線への乗り継ぎに適したダイヤの設定

右まわり便は1日13便1周約35分の運行、左まわり便は1日11便1周約42分の運行により、JRや地域幹線バス路線への乗継も利用者に分かり易い運行ダイヤの設定となる。

○利用促進対策

市街地循環バスの利用を促すための積極的な利用促進対策を行う。

○利用状況に応じた運行曜日及び運行便数の設定

利用の多い医療機関、商業施設などの付近に停留所を設け、利用頻度の多い運行曜日（月～土曜日）および時間帯（8:00～16:00）を設定し、運行時間も概ね40分から50分間隔での運行とする。

○運行利用者の設定

運行事業者、沿線地域の町内会組織、商業関係者等と連携を密にし、対前年比1便（1循環）あたりの平均利用者数の増加に努める。

左まわり便においては、実証実験での利用者数の維持・増加に努める。

【右まわり便】

（現状：令和2年度） 3.6人 ⇒ （目標：令和6年度） 4.9人

【左まわり便】

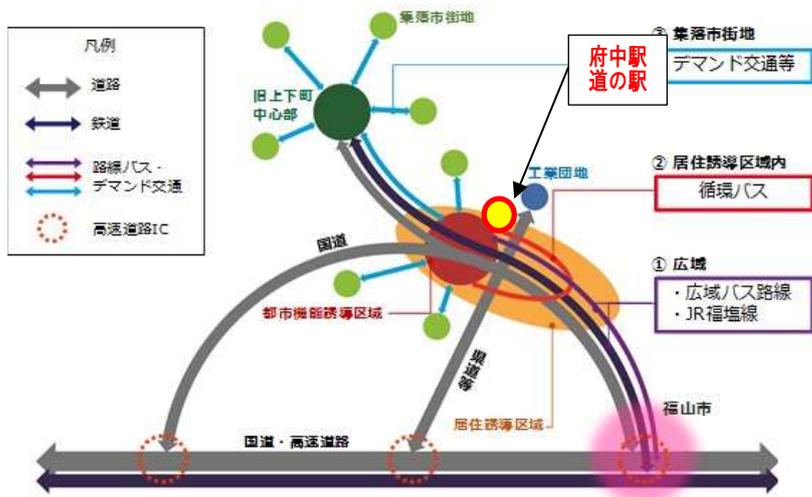
（現状：令和2年度） 3.0人 ⇒ （目標：令和6年度） 3.9人

【評価指標と目標値】

路線	評価指標	現状値 (R2)	目標値	備考
市街地循環バス 【右まわり便】	利用者数	13,632人/年 (R1.10~R2.9)	令和4年度 17,500人/年	
			令和5年度 18,000人/年	
			令和6年度 18,500人/年	
市街地循環バス 【左まわり便】	利用者数	9,842人/年 (R1.10~R2.9)	令和4年度 11,500人/年	
			令和5年度 12,000人/年	
			令和6年度 12,500人/年	

【効果】

JR府中駅、道の駅の交通結節機能の強化により、地域内の移動の利便性向上を図り、公共交通空白地域の削減、乗継に適したダイヤ設定を行い、地域特性・利用者特性に応じた多様な地域内移動サービスが確保できる。



3 2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

利用者の目線に沿った便利で分かりやすい交通ネットワークの構築を図るため、その中核的役割を担う市街地循環便の充実を行政・事業者・住民協働で進める。

○JR府中駅や地域幹線バス路線への乗り継ぎに適したダイヤの設定

平成28年10月に供用開始した道の駅びんご府中を交通結節点として、高速バス等の広域路線や、集落部と接続する地域路線バスとの乗継をスムーズに行えるよう、ダイヤ設定を実施する。

○利用促進対策

季節ごとの車内ラッピングやイベントなど、幅広い世代が気軽に利用したくなる環境を整える。バスロケーションシステムやスマートフォン等の情報端末により、快適なバスの待ち合い環境を整える。平成29年11月から沿線に立地する食品スーパーとの共同企画として、スタンプカードを発行し、乗車に応じて割引券等の配布を利用促進イベントとして実施している。

○利用状況に応じた運行曜日及び運行便数の設定

商業施設等への利用頻度を見ながら、日曜日・祝日の運行についても検討する。

○運行利用者の設定

定期的に地域住民から各町内会単位での意見交換会を行い、利用者ニーズに応じて利用促進策を検討する。

4 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

・運送予定者事業者の選定に当たっての判断理由

地域の需要に応じた乗合運送サービスの実施や、これまでの実証運行での実績等総合的に判断のうえ決定した。

(市街地循環バスの概要)

○市街地循環バス

【右まわり】

実車35分、待機5分（第1便：8時府中市役所発）
サービス提供時間：8時～16時35分（8時間35分）
運休日：日祝、12/29～1/3運休

【左まわり】

実車42分、待機8分（第1便：7時45分府中市役所発）
サービス提供時間：7時45分～16時47分（9時間2分）
運休日：日祝、12/29～1/3運休

5 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

・市街地循環バスに係る市補助金は、総事業費から国の補助金を除いた額以下とする。

6 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

・株式会社中国バス

7 補助金の交付を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

・運行事業者補助のため記載なし

8 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

・地域内フィーダー系統確保維持計画のため記載なし

9 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

・地域内フィーダー系統確保維持計画のため記載なし

10 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

・地域内フィーダー系統確保維持計画のため記載なし

11 外客来訪促進計画との整合性

・該当なし

1 2 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

・補助金交付要綱「表5」を添付

1 3 車両の取得に係る目的・必要性

市街地循環バス【左まわり】は、平成29年10月から実証実験を行い、府中市地域公共交通活性化協議会において検証したのち平成30年4月から本格運行を開始したところであるが、実証実験で使用したワンボックス車両の継続利用によりステップ等が改善されておらず、高齢者の乗降に支障をきたしていた。よって令和2年度から安全性・利便性の向上のため新たな車両を導入した。また、ステップ等が整備された車両を導入することにより、高齢者等の運転免許を持たない交通弱者の円滑な移動が可能となり、更なる使用促進に寄与することとなった。

1 4 車両の取得に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

令和2年度 ワンボックス車両 1台購入（購入済）

車両乗降時に低い位置からステップが出ることにより足腰の弱い高齢者等が安心・安全に利用でき、利便性の向上となることから、市街地循環バス【左まわり】利用者数を3.9人/1便（令和6年度）とする。

(2) 事業の効果

足腰の弱い高齢者が利用することにより、運転免許を持たない交通弱者の円滑な移動が可能となり、高齢者等の自立した生活をサポートする。

1 5 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金要綱「表6」添付

1 6 老朽車両の代替による費用の減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けないため記載なし

1 7 協議会の開催状況と主な議論

平成20年2月1日に道路運送法の規定に基づき、地域における必要に応じた公共交通の利便の増進を図り、更に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に沿った法定協議会機能を付加した「府中市地域公共交通活性化協議会」を設置しました。

協議会設置後これまで53回開催しました。具体的な開催状況及び協議内容は下記のとおりです。

○府中市地域公共交通活性化協議会開催状況

平成20年3月25日	「府中市地域公共交通活性化協議会規約、府中市地域公共交通総合連携計画策定など」
平成20年5月19日	「府中市地域公共交通総合連携計画策定支援に係るコンサル選定分科会の設置など」
平成20年12月25日	「府中市地域公共交通総合連携計画素案など」
平成21年2月25日	「府中市地域公共交通総合連携計画、地域公共交通活性化・再生総合事業など」
平成21年3月25日	「地域公共交通活性化・再生総合事業、平成20年度事業報告及び決算見込、平成21年度予算案など」
平成21年6月24日	「事業計画、廃止代替路線の運行計画の変更など」
平成21年8月26日	「地域意見交換会中間報告、府中市市街地循環バス試験運行計画(案)など」
平成21年12月25日	「平成22年度試験運行計画、デマンド型乗合タクシー試験運行業務の委託事業者の選定及び市街地循環便試験運行業務の委託事業者の決定など」
平成22年2月18日	「府中市地域公共交通総合連携計画の変更、地域公共交通活性化・再生総合事業計画の策定、平成21年度事業報告及び決算見込み、平成22年度予算案など」
平成22年7月21日	「デマンド型乗合タクシー・市街地循環バス運行計画変更案と本格運行及び運行業者の選定、市街地循環バス路線の愛称募集など」
平成22年8月25日	「市街地循環バス運行計画など」
平成22年12月20日	「地域公共交通活性化・再生総合事業(計画事業)に関する事後評価など」
平成23年2月22日	「市街地循環バスダイヤ改正、平成22年度事業報告及び決算見込み、平成23年度予算案など」
平成23年5月30日	「デマンド型乗合タクシー試験運行計画案、バス運行委託路線の経路変更など」
平成23年6月20日	「デマンド型乗合タクシー試験運行変更計画案」など
平成24年1月25日	「平成24～26年度生活交通ネットワーク計画」など
平成24年7月2日	「平成25～27年度生活交通ネットワーク計画」など
平成25年3月22日	「平成24年度事業報告及び決算見込み、平成25年度事業計画及び予算案」など
平成25年8月5日	「地域公共交通総合連携計画策定調査業務について」など
平成26年2月25日	「府中市地域公共交通総合連携計画の改正」など
平成26年3月25日	「府中市地域公共交通総合連携計画の改正」など
平成26年6月24日	「事業報告及び決算報告」「事業計画及び予算案」「生活交通ネットワーク計画」など
平成26年9月12日	「庄原市営バス」の府中市内継続運行について
平成26年12月17日	「会長選出」について など
平成27年6月24日	「事業報告及び決算報告」「事業計画及び予算案」「 地域内フィーダー系統確保維持計画 」など
平成27年12月24日	「平成27年度地域公共交通確保維持改善事業 事業評価」について
平成28年1月4日	「市街地循環型バスの運行ルート変更、生活交通改善事業計画」について
平成28年3月16日	「道の駅、市民病院整備に伴うバス路線の再編」について など
平成28年5月20日	「事業報告及び決算報告」「事業計画及び予算案」「 地域内フィーダー系統確保維持計画 」「生活交通改善事業計画」など
平成28年8月22日	「協議会規約改正」「市街地循環バスの路線変更」
平成28年10月17日	「 地域内フィーダー系統確保維持計画 変更申請」
平成29年1月11日	「平成28年度地域公共交通確保維持改善事業事業評価」について
平成29年1月30日	「バス路線の廃止」「デマンド型乗合タクシーの運行」
平成29年5月22日	「事業報告及び決算報告」「事業計画及び予算案」「 地域内フィーダー系統確保維持計画 」など
平成29年8月21日	「市街地循環バスの新規ルートの実証実験」「バス路線の再編など」について
平成29年9月15日	「庄原市営バスの府中市内継続運行」について

平成30年1月11日	「協議会規約改正」「平成29年度地域公共交通確保維持改善事業 事業評価」について
平成30年2月6日	「市街地循環バス（左まわり）の本格運行実施」「デマンド型乗合タクシーの区域変更」について
平成30年5月30日	「事業報告及び決算報告」「事業計画及び予算案」「地域内フィーダー系統確保維持計画」など
平成30年7月31日	「バス路線の再編」「府中市地域公共交通網形成計画」について
平成30年9月25日	「生活交通改善事業計画」について
平成30年11月30日	「府中市地域公共交通網形成計画」について
平成31年1月24日	「府中市地域公共交通網形成計画」「平成30年度地域公共交通確保維持改善事業、事業評価」の実施
平成31年3月15日	「生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）」「府中市地域公共交通網形成計画」について
令和元年5月27日	「事業報告及び決算報告」「事業計画及び予算案」「地域内フィーダー系統確保維持計画」など
令和元年8月5日	「デマンド型乗合タクシー実証実験」「市街地循環バスの新規車両取得に係るバリアフリー基準適用除外認定申請」について
令和元年9月6日	「地域内フィーダー系統確保維持計画変更申請」について
令和2年1月6日	「地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価」について
令和2年1月23日	「デマンド型乗合タクシー実証実験」「自家用有償旅客運送の実施」について
令和2年6月4日	「事業報告及び決算報告」「事業計画及び予算案」「地域内フィーダー系統確保維持計画」など
令和2年9月29日	「庄原市営バスの府中市内継続運行」について
令和3年1月5日	「地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価」「生活交通改善事業計画」について
令和3年6月11日	「事業報告及び決算報告」「事業計画及び予算案」「地域内フィーダー系統確保維持計画」など

18 利用者等の意見の反映状況

○平成19年度府中市生活交通再編計画策定に当たり、アンケート及びヒアリング調査を行った。その他、市街地循環バスの運行に際して乗降調査を行った。

【試験運行時の乗降調査実施時期】 平成22年4～8月

【本格運行時の乗降調査実施時期】 平成22年11月、平成23年2月・4月

【今後の調査予定】 利用促進イベントに乗降調査を実施する。

【主な利用者の意見と対応】

路線バスの起終点が多数あり系統が複雑となっていることから、利用者がわかりにくいという意見や、医療機関・商業施設等が集積する市街地への移動サービスの充実を希望する意見が多かった。

これらの意見への対応として、交通結節点を中心とした放射状の交通体系とし、利用者に伝わりやすい交通体系を再構築した。その他、医療機関・商業施設等が集積する市街地への循環バスを導入することで、各方面からの乗継ぎが容易となり、利用目的に応じた効果的・効率的な生活交通サービスの充実を図った。

市街地循環バスの試験運行中に乗降調査を行い、乗車時間、運行ルート等の改善を図り、本格運行を開始した。本格運行開始後も利用者ニーズを調査するため乗降調査を行い、利用者の増加のための方策の確立に努める。

○平成25年度府中市地域公共交通総合連携計画策定に当たり、アンケート調査を行った。

【調査時期】 平成25年10月

【調査対象】 市内全世帯から無作為に6,000世帯を抽出

【回収数及び回収率】 回収数2,539、回収率42.3%

【主な自由意見と対応策】

主要なバス路線である市街地循環バス「ぐるっとバス」については回答者の12%が利用したことがあるとしており、満足度の項目では運行本数、乗車時間について高い満足度を得ている。他の項目もおおむね平均的な評価であるが、待合環境が良くないと評価されている。自由意見では高木、中須方面への延長を望む意見や、双方向での運行を望む声が多かった。このうち双方向の運行については、郊外路線の車両を循環便の一部として運行させて便数が確保できた後、実施に向けて検討することとした。

○平成27年度中心市街地に対する住民意識アンケート調査を行った。

【調査時期】 平成28年1月～2月

【調査対象】 市内全世帯から無作為に2,000人を抽出

【回収数及び回収率】 回収数789、回収率39.5%

【市街地市街地循環バスに対する意見】

市街地循環バスの「ぐるっとバス」については、利便性により満足している意見もあったが、さらなる充実の要望があった。要望内容は、中心部から若干離れているが市街地東部の中須町への運行延長を望む意見や、逆回りも運行させ双方向への移動を望む意見などがある。

このため、交通結節点となる道の駅が平成28年10月に完成することに合わせ、利便性の向上へ向けて検討することとした。

○平成29年度府中市地域公共交通総合連携計画に基づき、現行の市街地循環バスの逆まわりを基調とし、加えて市街地内の交通空白地域解消を目的として、特に要望の多い本山町見晴団地、出口町を經由する路線の実証実験を行う際、該当町内会ヒアリング、乗降者調査を行った。

【実証実験前の町内会ヒアリング実施時期】 平成29年6月

【実証実験時の乗降者調査実施時期】 平成29年10月～11月

【実証実験時の町内会ヒアリング実施時期】 平成29年11月

【参加者及び利用者の意見と対応】

地元町内会からは運行に対して、評価する声は多かった。しかしながらルートに含まれていない施設への現行路線との乗り換え時に発生する運賃について不満があった。回数券の発行や一日乗車券の発行等、利用者目線に立った対策を検討する必要がある。

乗降者調査でも本格運行の実施の声は強く、日曜日・祝日の運行も希望する声があった。右まわり便と同様に沿線の観光施設や商業施設、図書館等の公共施設との共同企画等により、通院以外でも利用を促せる取り組みを行うことが必要である。

現行の右まわりと相互の利用促進を図るためにも、引き続き、利用者の声を聞いていく必要がある。

○平成30年度 公共交通網形成計画策定に当たり、市内高校生及び市民アンケート調査を行った。

【高校生アンケート】

【調査時期】 平成30年7月

【調査対象】 県立高校3校の1・2年生803人を対象

【回収数及び回収率】 回収数243、回収率30.3%

公共交通への満足度として、「1日当たりの運行本数」「通勤・通学時間帯の運行本数」への不満の意見が多くなっている。また、「時刻表どおりの運行」では満足度が高くなっている。

【市民アンケート】

【調査時期】 平成30年10月

【調査対象】 市内全世帯から無作為に6,000世帯を抽出

【回収数及び回収率】 1,563、回収率26.1%

公共交通への満足度として、「バス乗降口の段差」への不満が高く、「バスの所要時間」「運転手のマナー」「利用者のマナー」の満足度は高くなっている。

19 協議会メンバーの構成

府中市地域公共交通活性化協議会委員名簿

団体名	役職名等	備考
府中市	副市長	
府中市老人クラブ連合会	会長	
府中市町内会連合会	副会長	
府中市社会福祉協議会	会長	
西日本旅客鉄道(株)岡山支社	企画課長	
(株)中国バス	代表取締役	
中国タクシー(株)	代表取締役	
(一社)広島県タクシー協会	理事	
協和元気センター	副会長	
私鉄中国地方労働組合中国バス支部	府中分会長	
中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官	
広島県	地域政策局交通対策担当	
広島県	東部建設事務所長	
府中市	建設部長	
府中警察署	交通課長	
福山市立大学	教授	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 広島県府中市府川町315番地

(所 属) 府中市建設部都市デザイン課

(氏 名) 山田 圭太

(電 話) 0847-43-7159

(e-mail) tokei@city.fuchu.hiroshima.jp

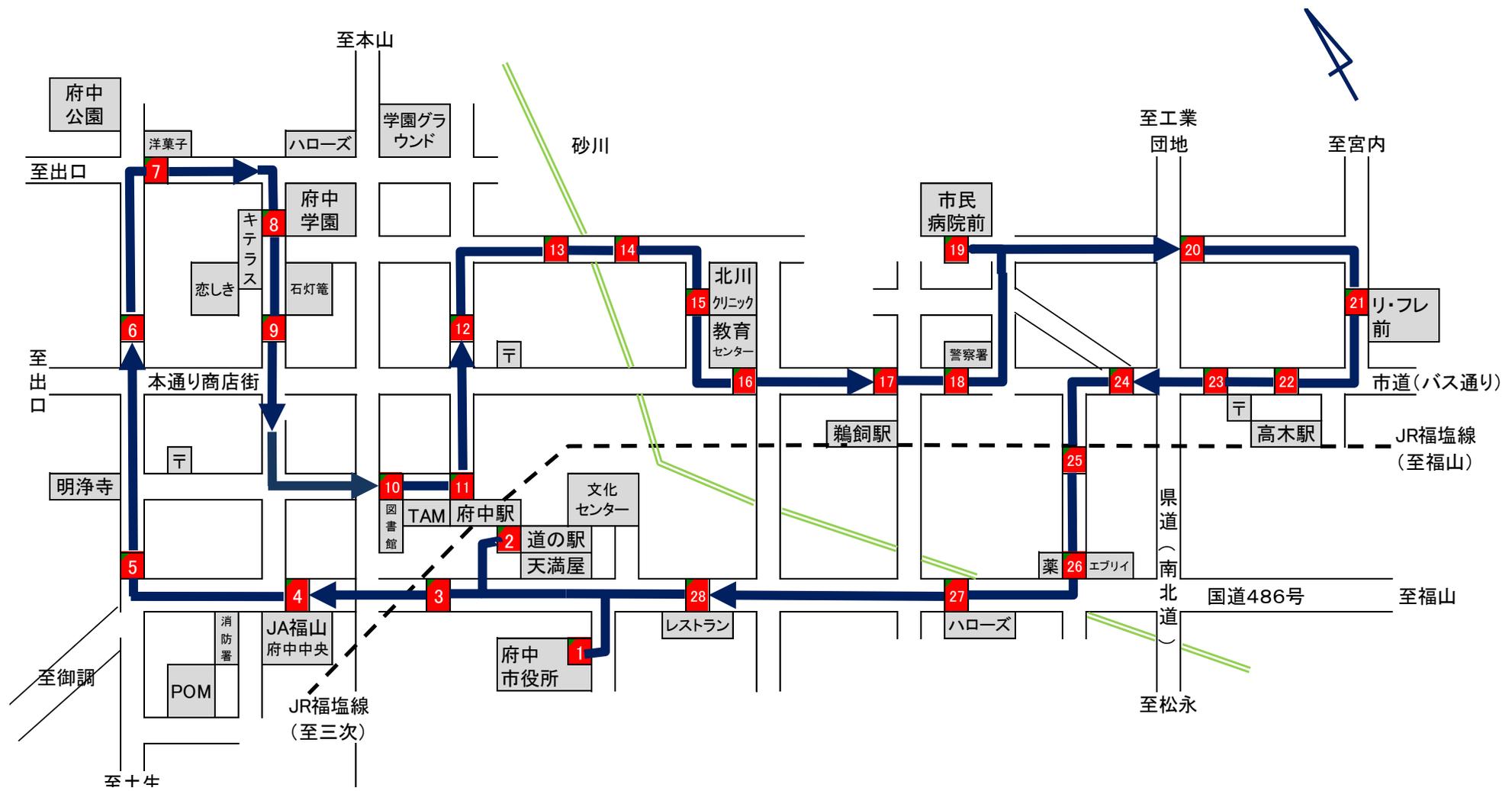
市街地循環バス(府中ぐるっとバス)路線図

- 凡例
- 市街地循環バス (右まわり)
 - 市街地循環バス (左まわり)
 - 地域間幹線 (府中福山線)



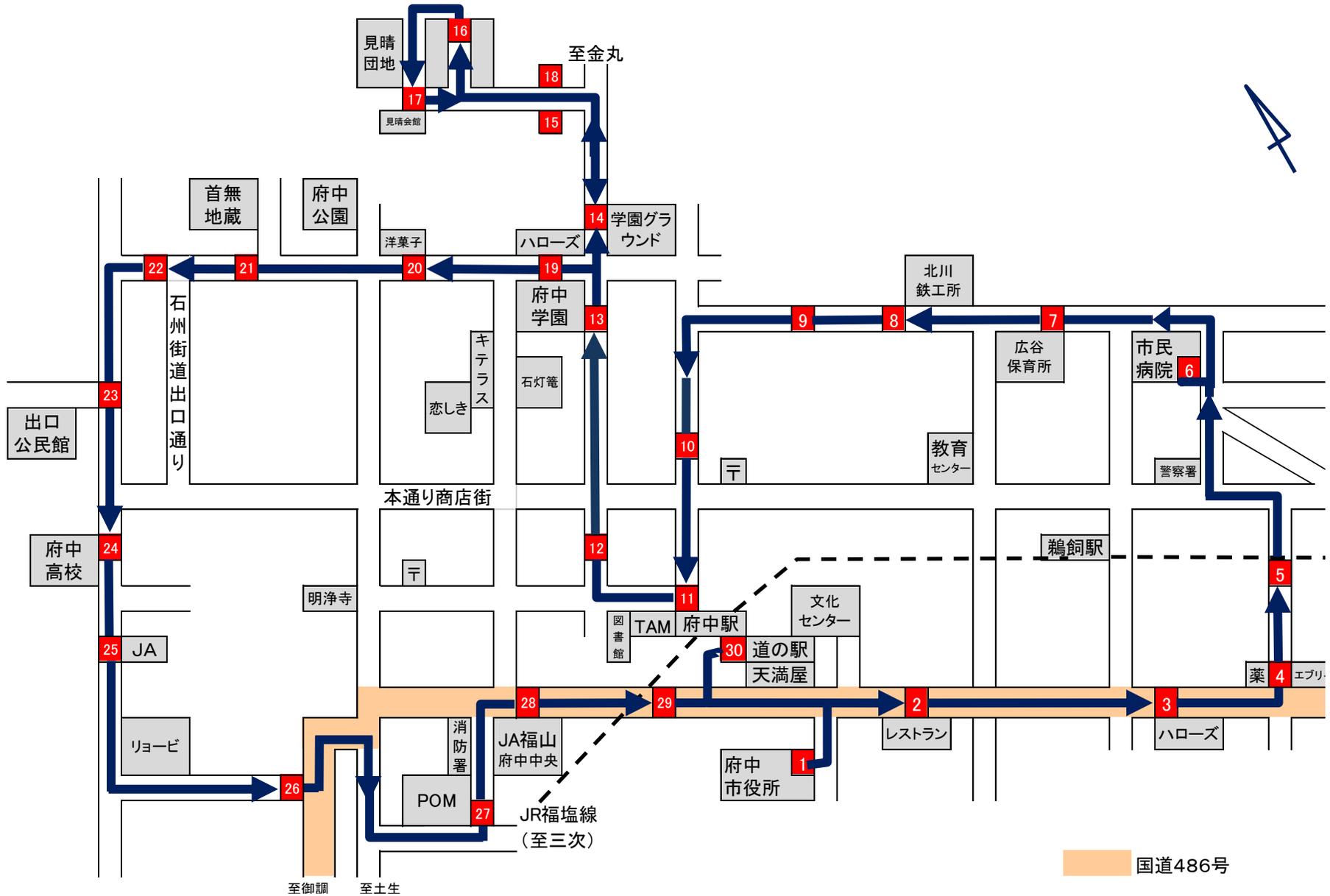
運行系統図

市街地循環バス「府中ぐるっとバス」右まわり



運行系統図

市街地循環バス「府中ぐるっとバス」左まわり



府中ぐるっとバス（市街地循環バス）右まわり 運行時刻表

（平成28年11月14日現在）

停留所名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	府中市役所	道の駅 びんご府中	府川	府中 農協前	西町	辻町	府中公園 入口	府中学園 前	キテラス ふちゅう前	永井町	府中駅前	駅前元町	元町西	音無東	北川 クリニック前
運行時刻	8:00	8:02	8:04	8:05	8:06	8:07	8:08	8:09	8:10	8:12	8:12	8:13	8:13	8:14	8:15
	8:40	8:42	8:44	8:45	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:52	8:52	8:53	8:53	8:54	8:55
	9:20	9:22	9:24	9:25	9:26	9:27	9:28	9:29	9:30	9:32	9:32	9:33	9:33	9:34	9:35
	10:00	10:02	10:04	10:05	10:06	10:07	10:08	10:09	10:10	10:12	10:12	10:13	10:13	10:14	10:15
	10:40	10:42	10:44	10:45	10:46	10:47	10:48	10:49	10:50	10:52	10:52	10:53	10:53	10:54	10:55
	11:20	11:22	11:24	11:25	11:26	11:27	11:28	11:29	11:30	11:32	11:32	11:33	11:33	11:34	11:35
	12:00	12:02	12:04	12:05	12:06	12:07	12:08	12:09	12:10	12:12	12:12	12:13	12:13	12:14	12:15
	12:40	12:42	12:44	12:45	12:46	12:47	12:48	12:49	12:50	12:52	12:52	12:53	12:53	12:54	12:55
	13:20	13:22	13:24	13:25	13:26	13:27	13:28	13:29	13:30	13:32	13:32	13:33	13:33	13:34	13:35
	14:00	14:02	14:04	14:05	14:06	14:07	14:08	14:09	14:10	14:12	14:12	14:13	14:13	14:14	14:15
	14:40	14:42	14:44	14:45	14:46	14:47	14:48	14:49	14:50	14:52	14:52	14:53	14:53	14:54	14:55
	15:20	15:22	15:24	15:25	15:26	15:27	15:28	15:29	15:30	15:32	15:32	15:33	15:33	15:34	15:35
16:00	16:02	16:04	16:05	16:06	16:07	16:08	16:09	16:10	16:12	16:12	16:13	16:13	16:14	16:15	

停留所名	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1
	元町東	鞆飼	府中 警察署前	府中市民 病院前	広谷	リ・フレ 前	高木	高木 郵便局西	臼井	府中 警察署東	高木橋東	高木橋西	薬師堂	府中 市役所(着)
運行時刻	8:16	8:17	8:18	8:20	8:21	8:23	8:25	8:25	8:26	8:28	8:29	8:30	8:31	8:35
	8:56	8:57	8:58	9:00	9:01	9:03	9:05	9:05	9:06	9:08	9:09	9:10	9:11	9:15
	9:36	9:37	9:38	9:40	9:41	9:43	9:45	9:45	9:46	9:48	9:49	9:50	9:51	9:55
	10:16	10:17	10:18	10:20	10:21	10:23	10:25	10:25	10:26	10:28	10:29	10:30	10:31	10:35
	10:56	10:57	10:58	11:00	11:01	11:03	11:05	11:05	11:06	11:08	11:09	11:10	11:11	11:15
	11:36	11:37	11:38	11:40	11:41	11:43	11:45	11:45	11:46	11:48	11:49	11:50	11:51	11:55
	12:16	12:17	12:18	12:20	12:21	12:23	12:25	12:25	12:26	12:28	12:29	12:30	12:31	12:35
	12:56	12:57	12:58	13:00	13:01	13:03	13:05	13:05	13:06	13:08	13:09	13:10	13:11	13:15
	13:36	13:37	13:38	13:40	13:41	13:43	13:45	13:45	13:46	13:48	13:49	13:50	13:51	13:55
	14:16	14:17	14:18	14:20	14:21	14:23	14:25	14:25	14:26	14:28	14:29	14:30	14:31	14:35
	14:56	14:57	14:58	15:00	15:01	15:03	15:05	15:05	15:06	15:08	15:09	15:10	15:11	15:15
	15:36	15:37	15:38	15:40	15:41	15:43	15:45	15:45	15:46	15:48	15:49	15:50	15:51	15:55
16:16	16:17	16:18	16:20	16:21	16:23	16:25	16:25	16:26	16:28	16:29	16:30	16:31	16:35	

運賃(1乗車につき)：おとな(中学生以上)150円 こども(小学生)80円 小学生未満(保護者同伴必要)無料

運行日：月曜日～土曜日（12/29～1/3、祝日除く）

府中ぐるっとバス（市街地循環バス）左まわり 運行時刻表

（平成30年4月2日改正）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
停留所名	府中市役所	薬師堂	高木橋西	高木橋東	府中警察署東	府中市民病院	広谷保育所前	音無東	元町西	駅前元町	府中駅前	永井町	府中学園東	府中学園北	見晴団地入口	見晴コミュニティ会館前
運行時刻	7:45	7:47	7:48	7:49	7:50	7:52	7:54	7:55	7:56	7:57	7:58	7:59	8:00	8:01	8:02	8:03
	8:35	8:37	8:38	8:39	8:40	8:42	8:44	8:45	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:51	8:52	8:53
	9:25	9:27	9:28	9:29	9:30	9:32	9:34	9:35	9:36	9:37	9:38	9:39	9:40	9:41	9:42	9:43
	10:15	10:17	10:18	10:19	10:20	10:22	10:24	10:25	10:26	10:27	10:28	10:29	10:30	10:31	10:32	10:33
	11:05	11:07	11:08	11:09	11:10	11:12	11:14	11:15	11:16	11:17	11:18	11:19	11:20	11:21	11:22	11:23
	11:55	11:57	11:58	11:59	12:00	12:02	12:04	12:05	12:06	12:07	12:08	12:09	12:10	12:11	12:12	12:13
	12:45	12:47	12:48	12:49	12:50	12:52	12:54	12:55	12:56	12:57	12:58	12:59	13:00	13:01	13:02	13:03
	13:35	13:37	13:38	13:39	13:40	13:42	13:44	13:45	13:46	13:47	13:48	13:49	13:50	13:51	13:52	13:53
	14:25	14:27	14:28	14:29	14:30	14:32	14:34	14:35	14:36	14:37	14:38	14:39	14:40	14:41	14:42	14:43
	15:15	15:17	15:18	15:19	15:20	15:22	15:24	15:25	15:26	15:27	15:28	15:29	15:30	15:31	15:32	15:33
16:05	16:07	16:08	16:09	16:10	16:12	16:14	16:15	16:16	16:17	16:18	16:19	16:20	16:21	16:22	16:23	

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
停留所名	見晴会館前	見晴団地入口	府中学園北	府中公園入口	首無地藏入口	三室橋	出口公民館前	府中高校前	JA岩谷前	目崎下	POMこどもの国	JA府中中央支店前	府川	道の駅びんご府中	府中市役所(着)
運行時刻	8:04	8:05	8:06	8:07	8:08	8:09	8:11	8:12	8:13	8:14	8:18	8:20	8:21	8:22	8:27
	8:54	8:55	8:56	8:57	8:58	8:59	9:01	9:02	9:03	9:04	9:08	9:10	9:11	9:12	9:17
	9:44	9:45	9:46	9:47	9:48	9:49	9:51	9:52	9:53	9:54	9:58	10:00	10:01	10:02	10:07
	10:34	10:35	10:36	10:37	10:38	10:39	10:41	10:42	10:43	10:44	10:48	10:50	10:51	10:52	10:57
	11:24	11:25	11:26	11:27	11:28	11:29	11:31	11:32	11:33	11:34	11:38	11:40	11:41	11:42	11:47
	12:14	12:15	12:16	12:17	12:18	12:19	12:21	12:22	12:23	12:24	12:28	12:30	12:31	12:32	12:37
	13:04	13:05	13:06	13:07	13:08	13:09	13:11	13:12	13:13	13:14	13:18	13:20	13:21	13:22	13:27
	13:54	13:55	13:56	13:57	13:58	13:59	14:01	14:02	14:03	14:04	14:08	14:10	14:11	14:12	14:17
	14:44	14:45	14:46	14:47	14:48	14:49	14:51	14:52	14:53	14:54	14:58	15:00	15:01	15:02	15:07
	15:34	15:35	15:36	15:37	15:38	15:39	15:41	15:42	15:43	15:44	15:48	15:50	15:51	15:52	15:57
16:24	16:25	16:26	16:27	16:28	16:29	16:31	16:32	16:33	16:34	16:38	16:40	16:41	16:42	16:47	

運賃(1乗車につき)：おとな(中学生以上)150円 こども(小学生)80円 小学生未満(保護者同伴必要)無料

第2号議案 地域公共交通計画の策定

(旧 府中市地域公共交通網形成計画)

〈提案理由〉

令和2年11月27日に「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が施行され、地域公共交通網形成計画に代わり地域公共交通計画が規定された。

本協議会においても、既存計画である府中市地域公共交通網形成計画の対象期間が令和5年度までとなっていることから、令和5年度に府中市地域公共交通計画（仮称）の策定に取り組むことを提案する。

1 改正法の概要

地域が自らデザインする地域の交通

○地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成

- ・原則として全ての地方公共団体が策定
- ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細かく対応
- ・定量的な目標設定や毎年度の評価等によりPDCAを実施

2 計画作成の必要性

平成31年3月に府中市地域公共交通網形成計画を策定し、同計画に基づき、AIを活用したデマンドタクシー実証実験や自家用有償運送、バス路線の再編等を実施してきた。

しかしながら、人口減少やモータリゼーションの進展により、公共交通利用者は減少し、更にコロナ禍の影響で公共交通の事業環境は厳しさを増している。

そのため、暮らしを支えるこれからの時代に合わせた持続可能な公共交通ネットワークの実現に向けて、本市のまちづくりとの連携や従来の公共交通サービスに加え、地域の輸送資源を位置付け、来年度改訂を行う立地適正化計画と連携した地域の公共交通計画(マスタープラン)の策定が必要である。

3 スケジュール

令和5年2月	計画作成業務委託プロポーザル発注
令和5年3月	計画作成業務委託プロポーザル審査会
令和5年5月	国補助金の交付決定
令和5年6月	計画作成業務委託の契約
令和6年1月頃	パブリックコメント実施
令和6年3月	地域公共交通計画策定

※今後の協議会の開催は、計画作成の過程で3～4回を想定

第3号議案 府中市地域公共交通活性化協議会規約改正（案）

《提案理由》

府中市地域公共交通活性化協議会規約について、第2号議案の内容に関連して規約の改正を行うため、提案する。

府中市地域公共交通活性化協議会規約改正（案）新旧対照表

（傍線部分は改正（案）部分）

改正案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために、府中市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>	<p>（目的）</p> <p>第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）</u>の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために、府中市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>
<p>第 2 条 (略)</p>	<p>第 2 条 (略)</p>
<p>第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>地域公共交通計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>地域公共交通計画</u>の実施に関すること。</p> <p>(3) <u>地域公共交通計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。</p> <p>(5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</p>	<p>第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>網形成計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>網形成計画</u>の実施に関すること。</p> <p>(3) <u>網形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。</p> <p>(5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成する</p>

<p>(6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。</p>	<p>ために必要なこと。</p>
<p>第4条～第17条 (略)</p>	<p>第4条～第17条 (略)</p>
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この規約は、令和4年12月 日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 公共交通計画が作成されるまでの間、第3条第2号及び第3号に規定する協議会の事業については、これらの号の規定にかかわらず、「地域公共交通計画」とあるのは「府中市地域公共交通網形成計画」と読み替えて適用する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

令和4年度第2回 府中市地域公共交通活性化協議会

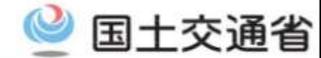
令和4年12月23日(金)午前10時00分
府中市役所4階 第一委員会室

**第1号議案 地域内フィーダー系統確保維持費
国庫補助金・事業評価(案)**

**第2号議案 地域公共交通計画の策定
(旧 府中市地域公共交通網形成計画)**

**第3号議案 府中市地域公共交通活性化協議会
規約改正(案)**

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援

補助内容

○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額



<補助対象経費算定方法>

予測費用

（事業者のキロ当たり経常費用見込額
×システム毎の実車走行キロ）

予測収益

（システム毎のキロ当たり経常収益見込額
×システム毎の実車走行キロ）

○ 補助率

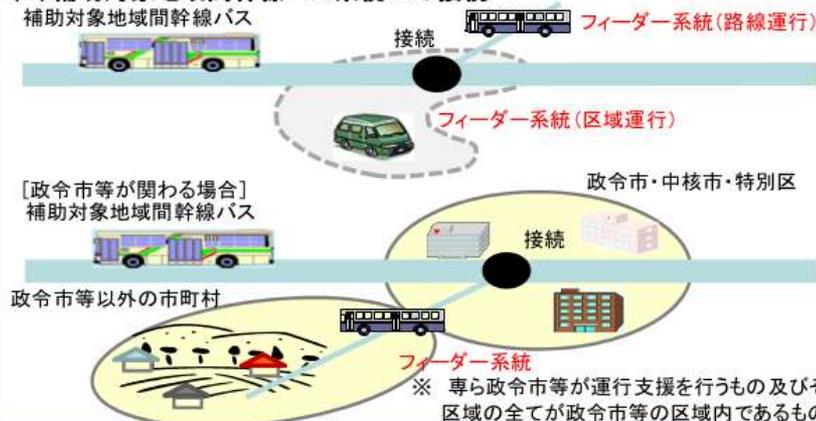
1/2

○ 主な補助要件

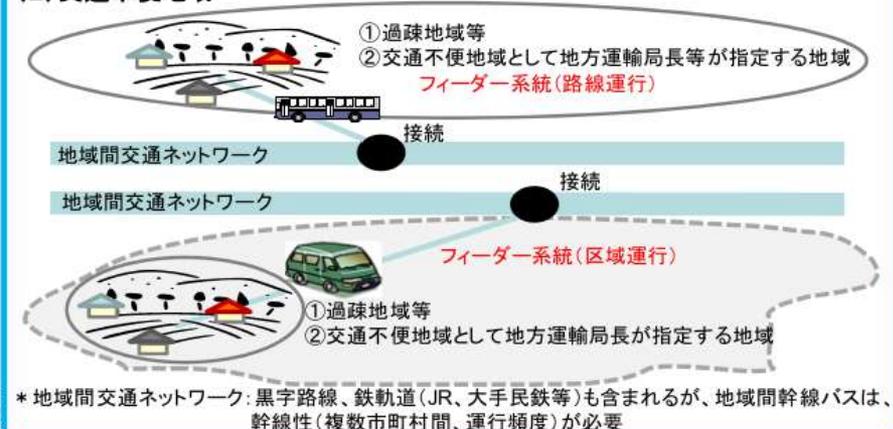
- ・補助対象地域間バスシステムを補完するものであること
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バスシステム等へのアクセス機能を有するものであること
- ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が1人/1便以上であること
（定時定路線型の場合に限る。）
- ・経常赤字が見込まれること

補助対象システムのイメージ

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続



(2) 交通不便地域



地域内フィーダー系統(府中ぐるっとバス)とは

【地域公共交通確保維持事業】

○地域の特性・実情に応じた移動手段の提供のため、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

【地域間幹線系統と地域内フィーダー系統】

○地域間幹線系統

・・・地域全体の幹となる系統(府中―福山間など)

○地域内フィーダー系統

・・・幹線に接続して地域内部の移動を支える系統
府中ぐるっとバスはフィーダー系統に該当する

地域の交通の目指す姿(議案集4ページ)

本市の公共交通の状況は、幹線的な交通機関として、JR福塩線、福山市と府中市中心部を結ぶ路線バスが運行している。また、中心部と集落地域を結ぶ路線バスについては、民間バス事業者が撤退した路線を本市が引き継ぎ、廃止代替バスとして事業者に委託し運行している路線が大半となっている。そのため事業の採算性は低く、その支出が市にとって大きな負担となっているが、公共交通は市民生活の重要なネットワークを担っており、都市機能が集約した中心市街地と集落地域を結ぶものとして、まちづくりに必要不可欠なものである。

とりわけ、市街地循環バスは周辺地域との交通結節点であるJR府中駅、道の駅を網羅し、市民生活に欠かせない通院や買い物に効率よく利用できるようルートを設定している。

また、まちなかの利便性向上を目的として、中心市街地と集落市街地のネットワーク再編を行い、住み続けられるネットワーク型コンパクトシティを構築する必要がある。

府中ぐるっとバス 最近4か年の利用状況

年度	右まわり	左まわり
平成31年度 (平成30年10月～令和元年9月)	15,957人	9,283人
令和2年度 (令和元年10月～令和2年9月)	13,693人	9,599人
令和3年度 (令和2年10月～令和3年9月)	11,887人	8,705人
令和4年度 (令和3年10月～令和4年9月)	13,062人	8,733人

コロナ前比較(平成31年度比)

右まわり 約19%減少

左まわり 約6%減少

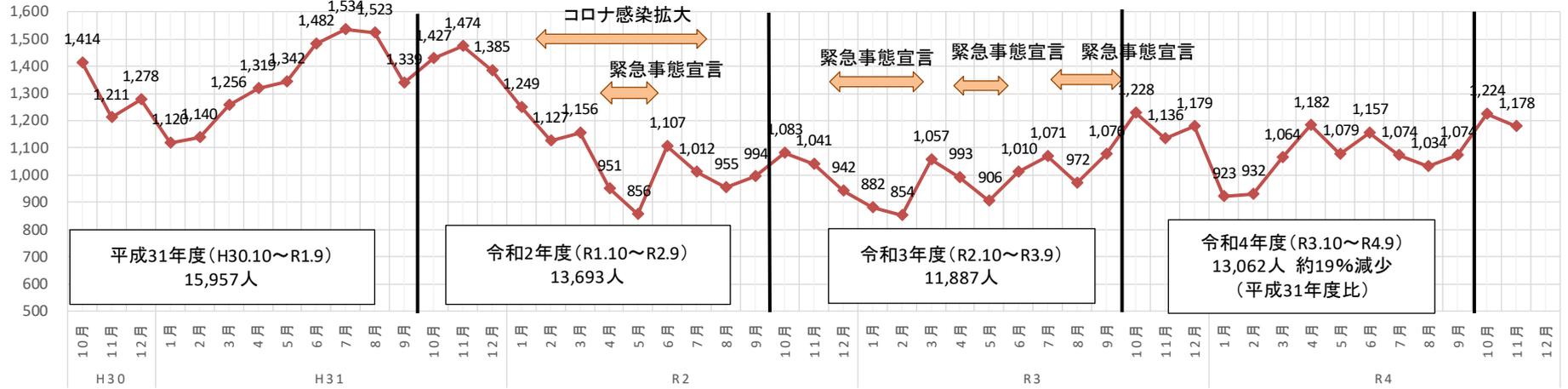
前年度比較

右まわり 約10%増加

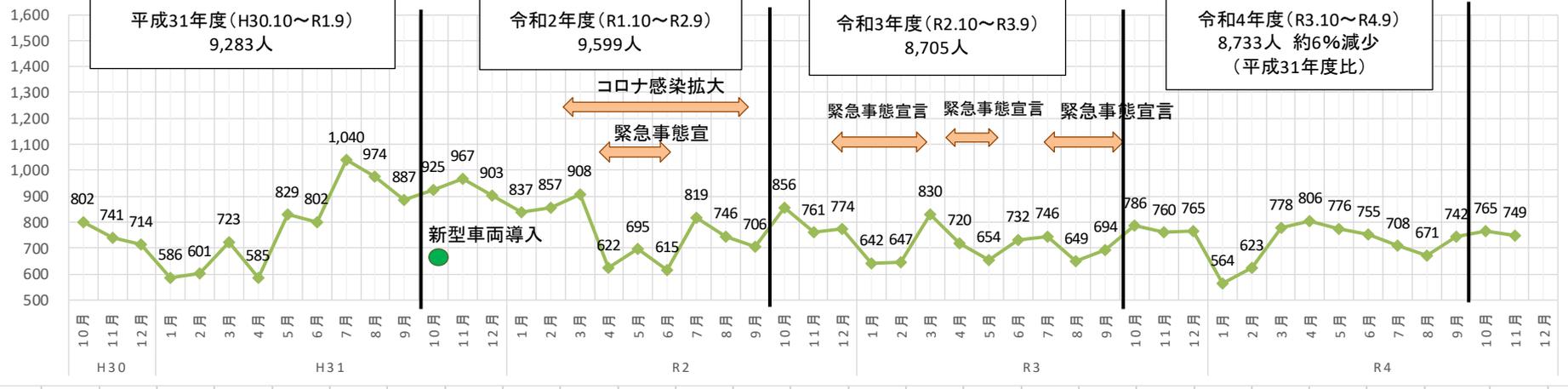
左まわり 微増

府中ぐるっとバス 最近4か年の利用状況

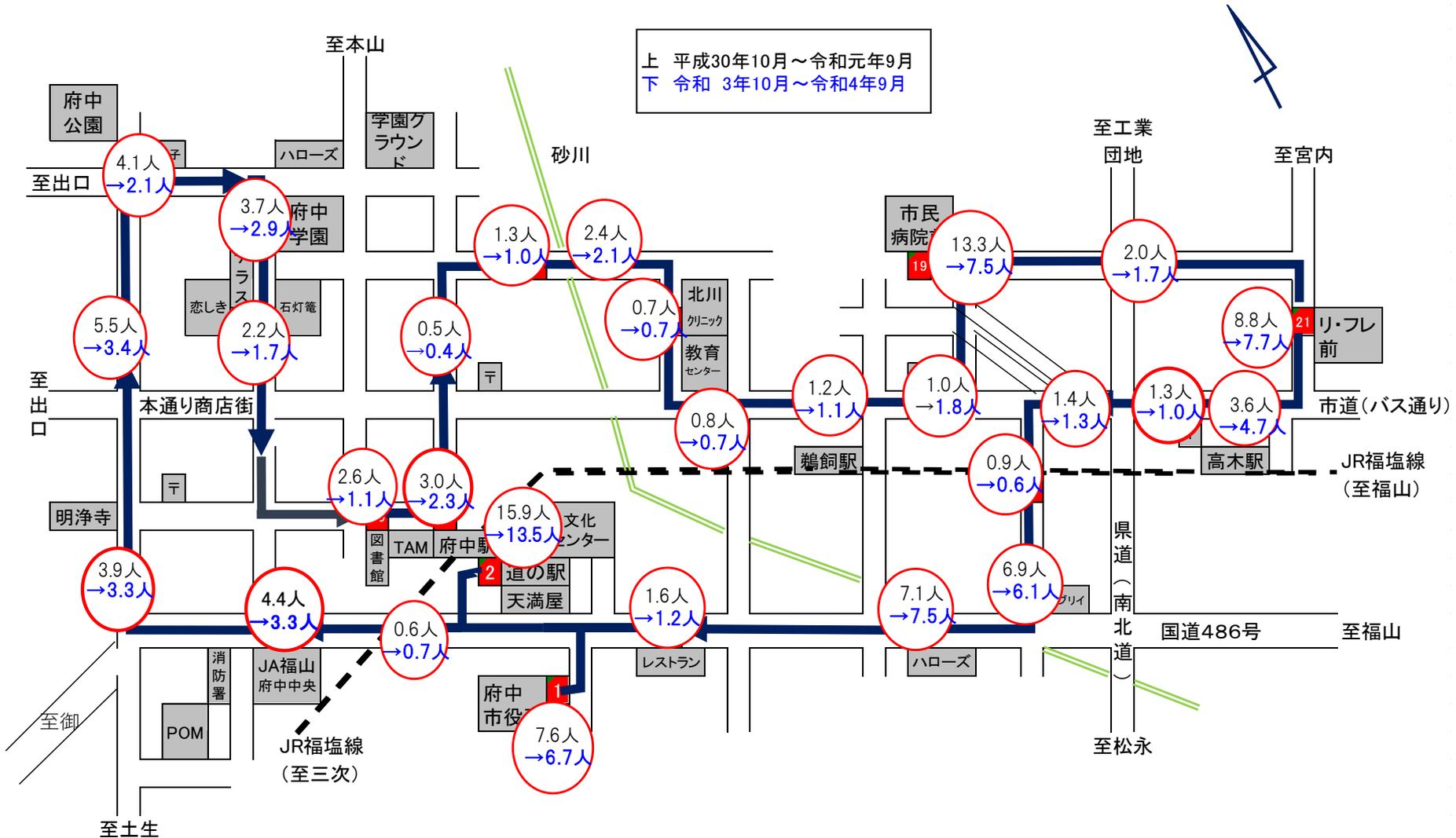
循環バス右まわり乗客推移(平成30年10月～令和4年9月)



循環バス左まわり乗客推移(平成30年10月～令和4年9月)

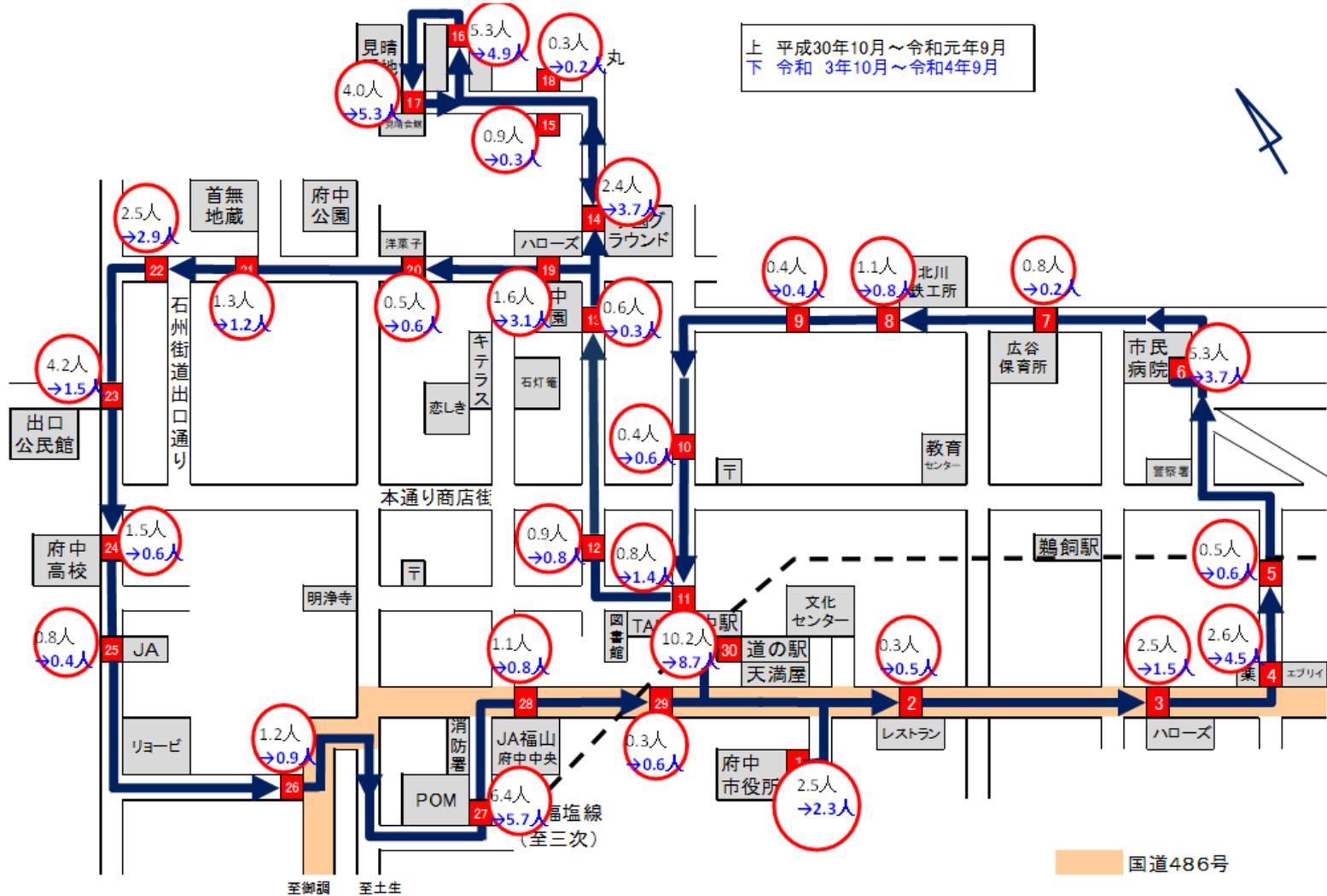


府中ぐるっとバス(右回り) 1日平均乗車数【H31年度とR4年度】



府中ぐるっとバス(左回り) 1日平均乗車数【H31年度とR4年度】

府中ぐるっとバス(左まわり) 1日平均乗降者数



次年度(令和5年10月～令和6年9月)の利用目標

○コロナ前の利用者数を基準に目標を定める

- ・右まわり・・・16,000人／年
- ・左まわり・・・10,000人／年

○目標達成に向けた取組

- ・ぐるっとバスへの乗換えを他の路線でも検討
- ・年少者と保護者を対象とした利用促進企画の実施(継続)
- ・沿線商業施設と連携したポイントカードの発行(継続)

**第1号議案 地域内フィーダー系統確保維持費
国庫補助金・事業評価(案)**

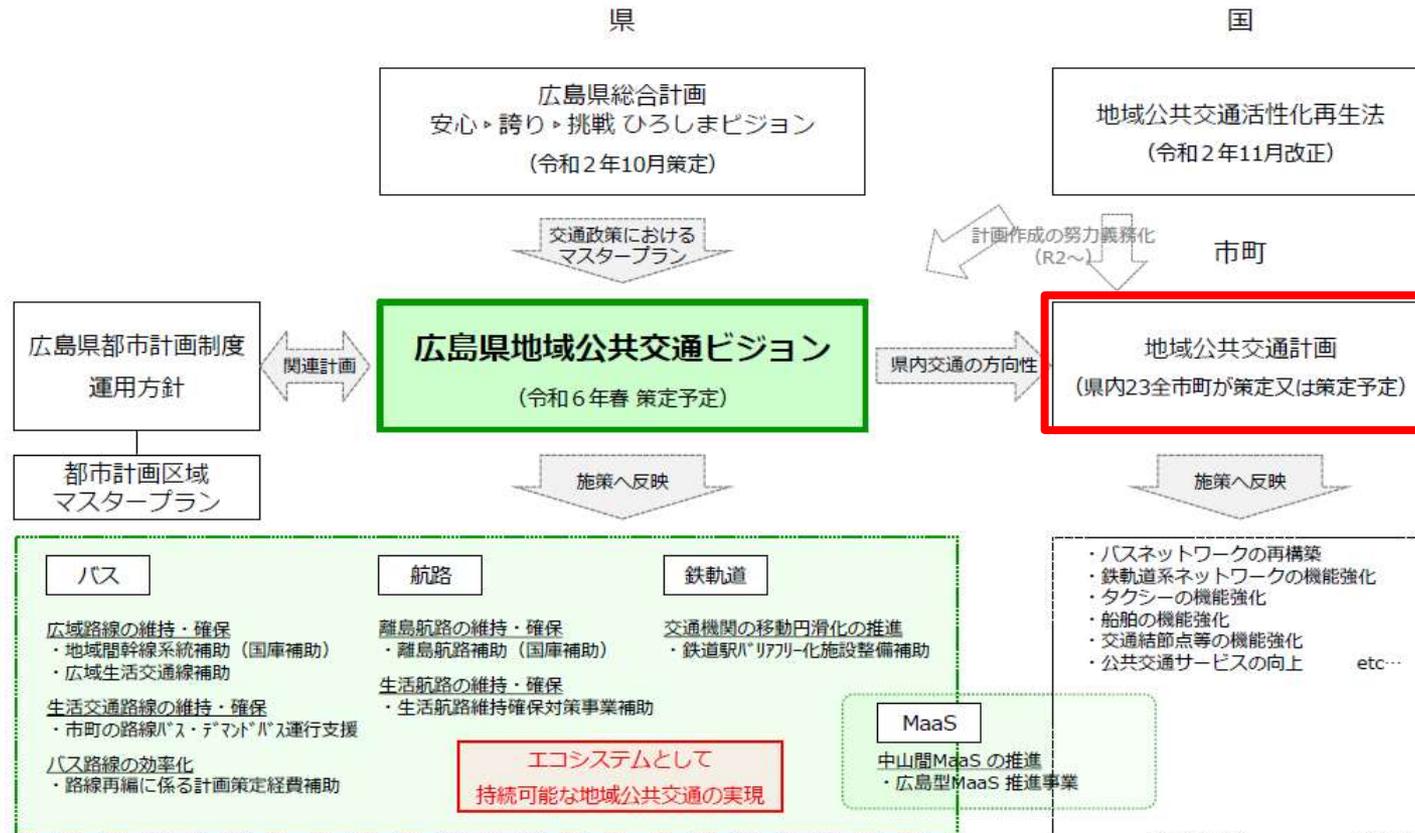
**第2号議案 地域公共交通計画の策定
(旧 府中市地域公共交通網形成計画)**

**第3号議案 府中市地域公共交通活性化協議会
規約改正(案)**

地域公共交通計画の策定

広島県地域公共交通ビジョンの位置づけ

市町や交通事業者と連携して持続可能性の高い公共交通を構築するための指針となるとともに、「地域公共交通活性化再生法」に基づく地域公共交通計画の位置づけとなるもの。



県民の豊かな生活を支える「持続可能な公共交通ネットワーク」の形成

地域公共交通計画の策定の必要性

平成31年3月に府中市地域公共交通網形成計画を策定し、同計画に基づき、AIを活用したデマンドタクシー実証実験や自家用有償運送、バス路線の再編等を実施してきた。

しかしながら、人口減少やモータリゼーションの進展により、公共交通利用者は減少し、更にコロナ禍の影響で公共交通の事業環境は厳しさを増している。

そのため、暮らしを支えるこれからの時代に合わせた持続可能な公共交通ネットワークの実現に向けて、本市のまちづくりとの連携や従来の公共交通サービスに加え、地域の輸送資源を位置付け、来年度改訂を行う立地適正化計画と連携した地域の公共交通計画(マスタープラン)の策定が必要である。

地域公共交通計画の策定スケジュール

- 令和5年2月 計画作成業務委託プロポーザル発注
- 令和5年3月 計画作成業務委託 プロポーザル 審査会
- 令和5年5月 国補助金の交付決定
- 令和5年6月 計画作成業務委託の契約
- 令和6年1月頃 パブリックコメント実施
- 令和6年3月 地域公共交通計画策定

※今後の協議会の開催は、計画作成の過程で3～4回を想定

地域公共交通計画の策定スケジュール

⑨ その他の当該地方公共団体が必要と認める者

まちづくり、観光振興、健康、福祉、環境等、他分野との連携を検討する際には、その分野の議論ができるような十分なメンバーの参画が重要になります。メンバーは地方公共団体の判断により柔軟に追加できます。委員としての参加以外に、オブザーバーとして参加してもらうことも考えられますので、各地区の実情に応じて関与の方法を検討してみてください。

▼追加する構成員の例

連 携 分 野	追加する構成員の例
スクールバスの活用	学校長・教職員、PTA 等
買物時の移動確保	商工会議所、商業施設、商店街連合会 等
通院時の移動確保	病院関係者 等
高齢者・障害者の移動確保	社会福祉協議会、老人クラブ、障害者団体 等
地元企業との連携	地元企業 等
観光客の移動確保	観光協会 等
物流事業者との連携（貨客混載）	宅配事業者 等
金融機関との連携	地方銀行 等
道路事業・結節点整備事業等との連携	地方運輸局、国道事務所 等
隣接市との連携	隣接市町村、都道府県 等

※その他、地域が抱える課題に応じて、議会関係者、自治会連合会、婦人会、運転手代表、レンタカー・レンタサイクル関係者等を構成員に加えている例あり。

**第1号議案 地域内フィーダー系統確保維持費
国庫補助金・事業評価(案)**

**第2号議案 地域公共交通計画の策定
(旧 府中市地域公共交通網形成計画)**

**第3号議案 府中市地域公共交通活性化協議会
規約改正(案)**

府中市地域公共交通活性化協議会規約改正(案)

府中市地域公共交通活性化協議会規約改正(案)新旧対照表

(傍線部分は改正(案)部分)

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために、府中市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)</u>の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために、府中市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p>
<p>第2条 (略)</p>	<p>第2条 (略)</p>
<p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>地域公共交通計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>地域公共交通計画</u>の実施に関すること。</p> <p>(3) <u>地域公共交通計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。</p> <p>(5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</p>	<p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>網形成計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>網形成計画</u>の実施に関すること。</p> <p>(3) <u>網形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。</p> <p>(5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成する</p>

府中市地域公共交通活性化協議会規約改正(案)

(6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。	ために必要なこと。
第4条～第17条 (略)	第4条～第17条 (略)
<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この規約は、令和4年12月 日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 公共交通計画が作成されるまでの間、第3条第2号及び第3号に規定する協議会の事業については、これらの号の規定にかかわらず、「地域公共交通計画」とあるのは「府中市地域公共交通網形成計画」と読み替えて適用する。	<u>(新設)</u>

報告事項

広島県地域公共交通ビジョンの策定について

報告事項

府中市の取り組みについて

広島県地域公共交通ビジョンの策定について

1 要旨・目的

今後の持続可能な地域公共交通の維持・確保に向けて、交通事業者、利用者、行政といった関係者が、公共交通の目指す姿とその実現に向けた施策の方向性を広く共有し、一体的に取り組むことが重要であるため、「広島県地域公共交通ビジョン」（以下、「ビジョン」という。）を策定する。

2 現状・背景

- 人口減少による利用者の減少と、それに伴う交通事業者の収支悪化、行政負担の増加
- バスやタクシーの運転士不足をはじめとする供給面の課題の顕在化
- アフターコロナにおける「新しい生活様式」など、ライフスタイルの変化 など

3 ビジョンの概要

本県における公共交通の目指す姿とその実現に向けた施策の方向性を示すとともに、それに基づく県の施策やKPIを取りまとめる。

(1) 計画期間

令和6年度～令和10年度（5年間）

(2) 根拠法令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）

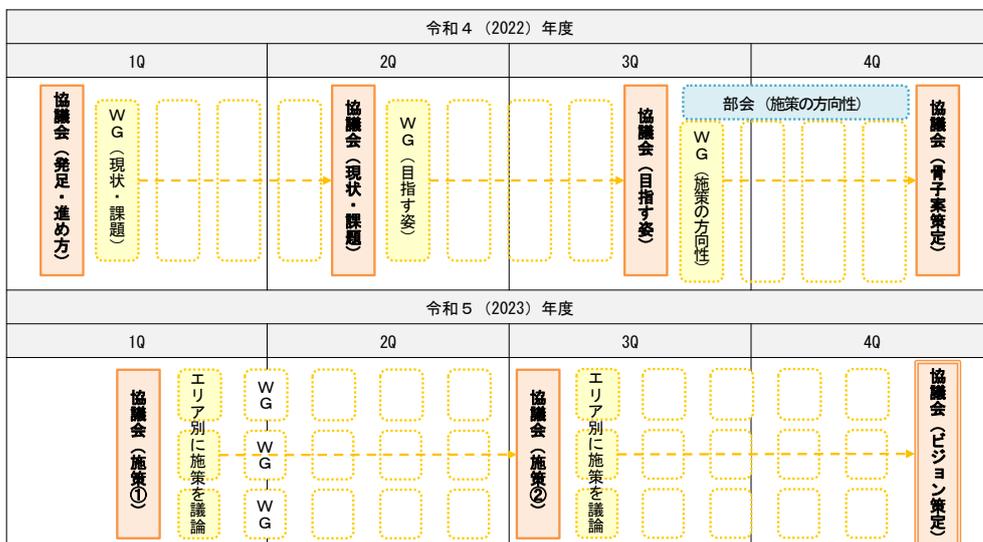
4 検討体制

協議会で議論すべき内容をワーキンググループで検討し、広島県地域公共交通協議会（学識者、交通事業者、利用者（社会福祉協議会、PTA等）、行政で構成）に諮る。

なお、地域の実情に応じた協議を行う部会として各市町協議会を位置付ける。

5 スケジュール（予定）

令和4年度中に骨子案を取りまとめ、令和5年度末にビジョンを策定する。



広島県における公共交通の目指す姿について

【第3回 広島県地域公共交通協議会】

2022年12月1日



広島県地域政策局交通対策担当

前回協議会の振り返り

1 目指す姿の設定にあたって

- (1) 目指す姿の位置づけ
- (2) 公共交通の役割（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）
- (3) 上位計画（安心 ▶ 誇り ▶ 挑戦 ひろしまビジョン）
- (4) 国の動き（アフターコロナに向けた地域交通の「リ・デザイン」）
- (5) 移動の意義（ワーキンググループでの議論）
- (6) ここまでのまとめ

2 目指す姿（案）

- (1) 目指す姿（県全体）
- (2) 目指す姿（地域類型別）
- (3) 地域類型（全域概況）
- (4) 地域類型のイメージ
- (5) 類型別の特徴，移動の実態
- (6) 類型別の目指す姿
 - ア 都市拠点型
 - イ 都市住居型
 - ウ 目的地特化型
 - エ 地域拠点型
 - オ 地域住居型
 - カ 移動需要分散型
- (7) 目指す姿～課題～施策の方向性

前回協議会の振り返り

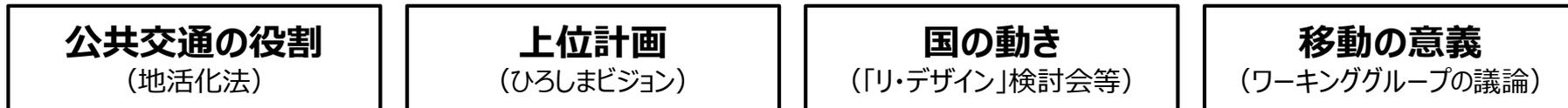
前回協議会（テーマ：現状と課題，地域の類型化）で指摘のあった主な意見とその対応について，次のとおり整理。

	主なご意見	前回協議会での回答	対応
現状と課題	現状と目指す姿とのギャップからの課題整理が必要ではないか	現状分析から課題を整理するだけではなく，目指す姿を検討する中で，改めて課題整理を行う	目指す姿～課題～施策の方向性といった全体プロセスを体系図として提示（今回資料）
	どこからどこへどれくらいの規模で人が移動しているのかデータで見ることができれば，今後の施策につながるのではないか	今後，ODデータ（出発地-目的地）を活用しながら，人の移動に着目した地域別の施策を検討していく	ODデータを基にしたデータ連携基盤を構築中。第4回協議会までにデータを整備し，施策検討時のエビデンスとして提示予定
地域類型	課題把握の最小単位として地域類型別に分析しているが，それぞれの類型別の関係性を考慮しなければ，適切な解決策は検討できない	<ul style="list-style-type: none"> ・類型別の目指す姿に加え，県全体の目指す姿を設定 ・データを基に類型別のつながりを分析し，施策に反映させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・県全体の目指す姿と，類型別の目指す姿を提示（今回資料） ・ODデータ等を基に，類型間の関係性を踏まえた施策を検討（第4回協議会）

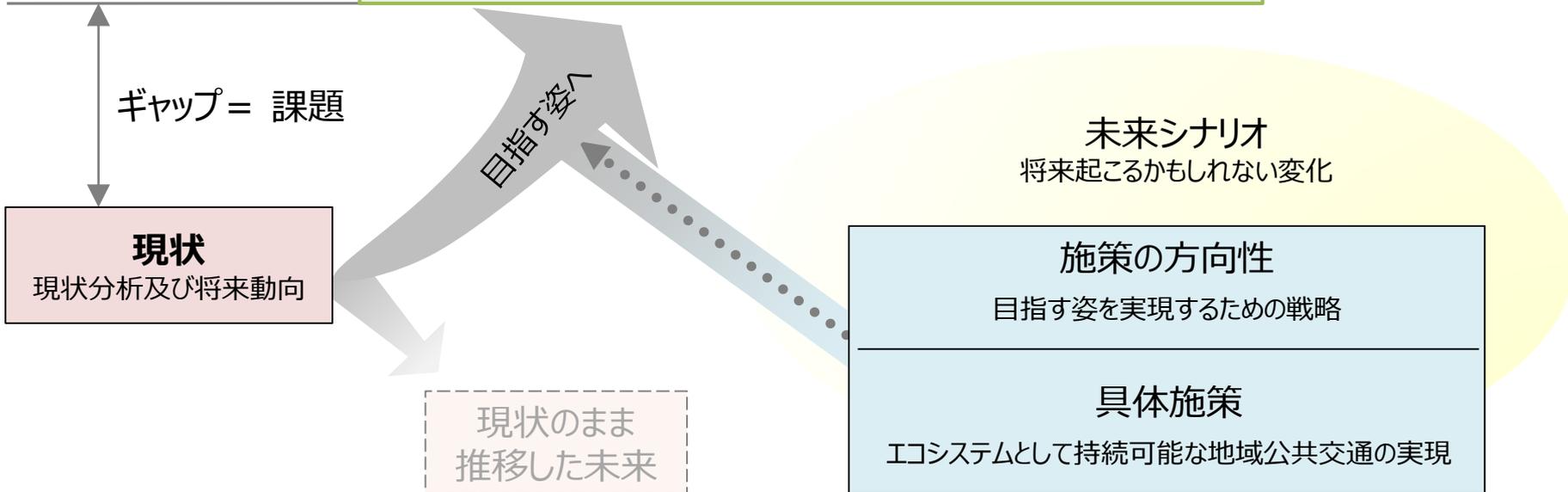
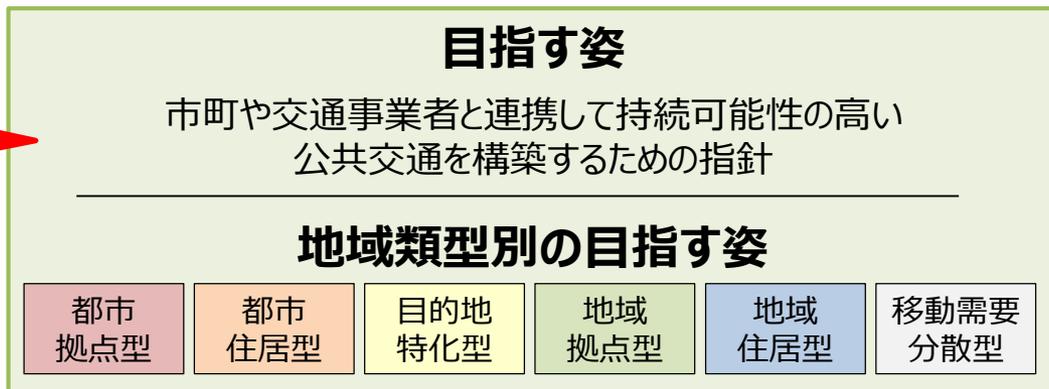
1 目指す姿の設定にあたって

目指す姿の位置づけ

上位計画等を踏まえつつ、本県の地域公共交通における目指す姿（県全体）に加え、それぞれの地域特性に応じた目指す姿（地域類型別）を今回設定。



本日の論点



公共交通の役割（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）

根拠法の一つである「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」において、公共交通の役割が次のとおり定められている。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	
目的（第1条）～抜粋	
○ 次に掲げる、地域旅客運送サービスの提供を確保し、	
・ 地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保	} 公共交通の役割
・ 活力ある都市活動の実現	
・ 観光その他の地域間の交流の促進	
・ 交通に係る環境への負荷の低減	
○ 交通政策基本法の基本理念にのっとり、地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。	

交通政策基本法
交通施策の推進に当たっての基本的認識（第2条）抜粋
○ 交通が次の機能を有するものであり、
・ 国民の自立した日常生活及び社会生活の確保
・ 活発な地域間交流及び国際交流
・ 物資の円滑な流通
○ 国民の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという認識の下行われなければならない

地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針
1 意義及び目標に関する事項 抜粋
○ 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保のため、地域の関係者は次の目標を追求すべき
・ 住民、来訪者の移動手段の確保
・ 地域社会全体の価値向上
・ 安全・安心で質の高い運送サービスの提供
・ 新たな技術やサービスの活用による利便性向上の促進

上位計画（安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン）

本県の総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」において、基本理念と目指す姿を次のとおり定めている。



基本理念

将来にわたって、「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と心から思える広島県の実現

目指す姿

県民一人一人が「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」しています～仕事も暮らしも。里もまちも。それぞれの欲張りなライフスタイルの実現～

目指す姿の実現に向けた基本的な考え方

(1) 県民の挑戦を後押し

- ① 県民が抱く不安を軽減し『安心』につなげる
- ② 県民の『誇り』につながる強みを伸ばす
- ③ 県民一人一人の夢や希望の実現に向けた『挑戦』を後押し



(2) 特性を生かした 適散・適集な地域づくり

- ① 県全体の発展を牽引する魅力ある都市の形成
- ② 自然豊かで分散を生かした中山間地域の形成
- ③ 利便性の高い集約型都市構造の形成

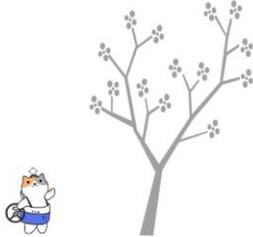


国の動き（アフターコロナに向けた地域交通の「リ・デザイン」）

国（国土交通省）においても、有識者検討会での提言を踏まえた予算措置など、地域交通を持続可能な形で再構築していく動きが加速していく見通し。

アフターコロナに向けた
地域交通の「リ・デザイン」に関する提言

— 官と民、交通事業者間、他分野との共創による
くらしのための交通の実現へ —



アフターコロナに向けた
地域交通の「リ・デザイン」有識者検討会

令和4年8月26日

アフターコロナに向けた地域交通の「リ・デザイン」 有識者検討会（R4.3.31設置）

提言（R4.8.26）

具体的な検討の方向性

（1）官と民の共創

意欲的な地域に対するエリア一括で複数年化された支援制度の創設

（2）交通事業者間の共創

事業者や交通モードの垣根を越えて「共創」を進めるための環境整備
に対する支援

（3）他分野を含めた共創

地域のくらしのための交通のプロジェクトや人材育成に対する支援の強化

まとめ

自動運転やMaaSなどの「交通DX」、車両の電動化や再エネ地産地消などの「交通GX」、そして「3つの共創」により、利便性・持続可能性・生産性が向上する形に地域交通を「リ・デザイン」し、地域のモビリティを確保するというコンセプトの下でさらに議論を深化させていくことが必要。

2023年度の法改正も視野に制度設計

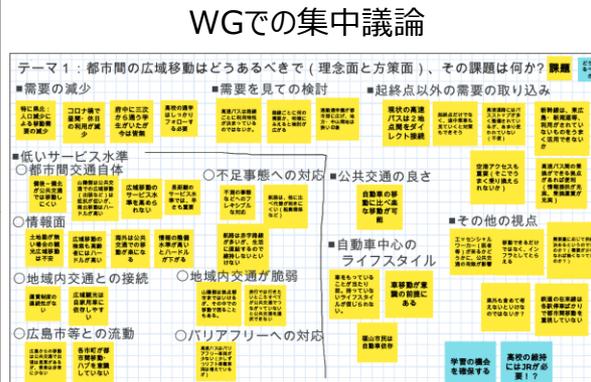
移動の意義（ワーキンググループでの議論）

学識者（協議会委員）を中心とするワーキンググループにおいて、人々の暮らしにとっての移動の意義やあるべき姿について、数回に分けて議論。

- 移動の意義**
- **日常生活**をしっかり支えていくことに加え、**生産性向上**、**価値向上**など、その先の価値も創出
 - 出発地側だけでなく、目的地側の**経済・イノベーションの観点**
 - コロナ禍を経て、**対面で合う価値**の再認識
 - 顕在化した需要だけでなく、**抑圧された需要の捕捉** etc.

分類		あるべき姿
都市間の広域移動		<ul style="list-style-type: none"> ● 広域移動の維持に向けた多様な需要の喚起・取り込み・維持 ● 一定の需要を確保し、サービス水準を好スパイラル化 ● 都市活動のため最低限維持・保証する移動の確保（通学・エッセンシャルワーカー） ● 公共交通をベーシックインフラとする認識の普及 ● 自家用車中心のライフスタイルからの行動変容
地域内の移動	都市部	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通事業者が協調・連携する仕組みづくり ● 輸送資源の最適化
	中山間	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市基盤整備・まちづくりと連携した交通のあり方の再検討 ● 自家用車が無くても移動ができる生活ができる環境の確保 ● 住民が公共交通を積極的に使うライフスタイルへの変容 ● 地域の輸送資源の総動員 ● 多様な目的へのケア（ex.夜の交流・飲み会、サードプレイス的な活動）
公共交通のサービスを構成する主体		<ul style="list-style-type: none"> ● 行政・交通事業者が共創した市場（ビジネス分野）開拓 ● 新たな取組（複数年方式・インセンティブ）を支援する制度設計 ● アジャイル式（実証実験制度）での取組支援 ● 実証などの結果やノウハウを県全体で共有する枠組み・体制の構築 ● 災害等のコントロールできない有事に交通をマネジメントする人材・組織づくり ● 技術革新や環境意識に対応した移動手段が選択できる社会

- ワーキンググループメンバー**
- ・ 福山市立大学教授 渡邊 一成
 - ・ 広島工業大学教授 伊藤 雅
 - ・ 呉工業高等専門学校教授 神田 佑亮
 - ・ 広島大学大学院准教授 力石 真
 - ・ 復建調査設計株式会社
 - ・ 広島県地域政策局交通対策担当



ここまでのまとめ

ここまでの上位計画等のレビューを踏まえ、本県の地域公共交通における目指す姿（県全体）を考える際のエッセンスを抽出。

公共交通の役割（地活法）

- 地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保
- 活力ある都市活動の実現
- 観光その他の地域間の交流の促進
- 環境への負荷の低減

上位計画（安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン）

基本理念 将来にわたって、「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と心から思える広島県の実現

基本的な考え方 都市と自然の近接性を生かした
適散・適集な地域づくり

国の動き（地域交通の「リ・デザイン」有識者検討会）

- 官と民の共創
- 交通事業者間の共創
- 他分野を含めた共創

移動の意義（WGにおける議論）

- 日常生活に加え、生産性向上など、その先の価値も創出
- 出発地側だけでなく、目的地側の経済・イノベーションの観点
- コロナ禍を経て、対面で合う価値の再認識
- 顕在化した需要だけでなく、抑圧された需要の捕捉

エッセンスを抜き出すと・・・

移動が支える日常生活，社会生活

どこにいても繋がれる社会

分野の垣根をこえた関係者間の共創

維持するだけでなく，新たな価値を創出

2 目指す姿（案）

県民の暮らしと、地域・経済の共創を支え、ひろしまの価値を高める 社会基盤としての地域公共交通の実現

ことば	ことばの意味・込めた思い
県民の暮らし	通勤，通学，買い物等， 守るべき県民の日常生活
地域・経済	交通×まちづくり，交通×ビジネス，交通×医療など， 分野の垣根をこえた地域公共交通のデザイン
共創	事業者・利用者・行政等，交通に関わる全ての関係者による 持続可能な再構築
ひろしまの価値を高める	豊かな暮らし や イノベーション に公共交通が貢献することで，広島県の価値を高める
社会基盤	公共交通を ベーシックインフラ としてしっかり支えていく

➡ 公共交通を利便性，持続可能性，生産性が向上する形にリデザインし，**適散・適集社会**を目指す

目指す姿（地域類型別）

県全体の目指す姿を踏まえ、地域類型別の目指す姿をそれぞれの移動特性に合わせて設定する。

県民の暮らしと、地域・経済の共創を支え、ひろしまの価値を高める
社会基盤としての地域公共交通の実現



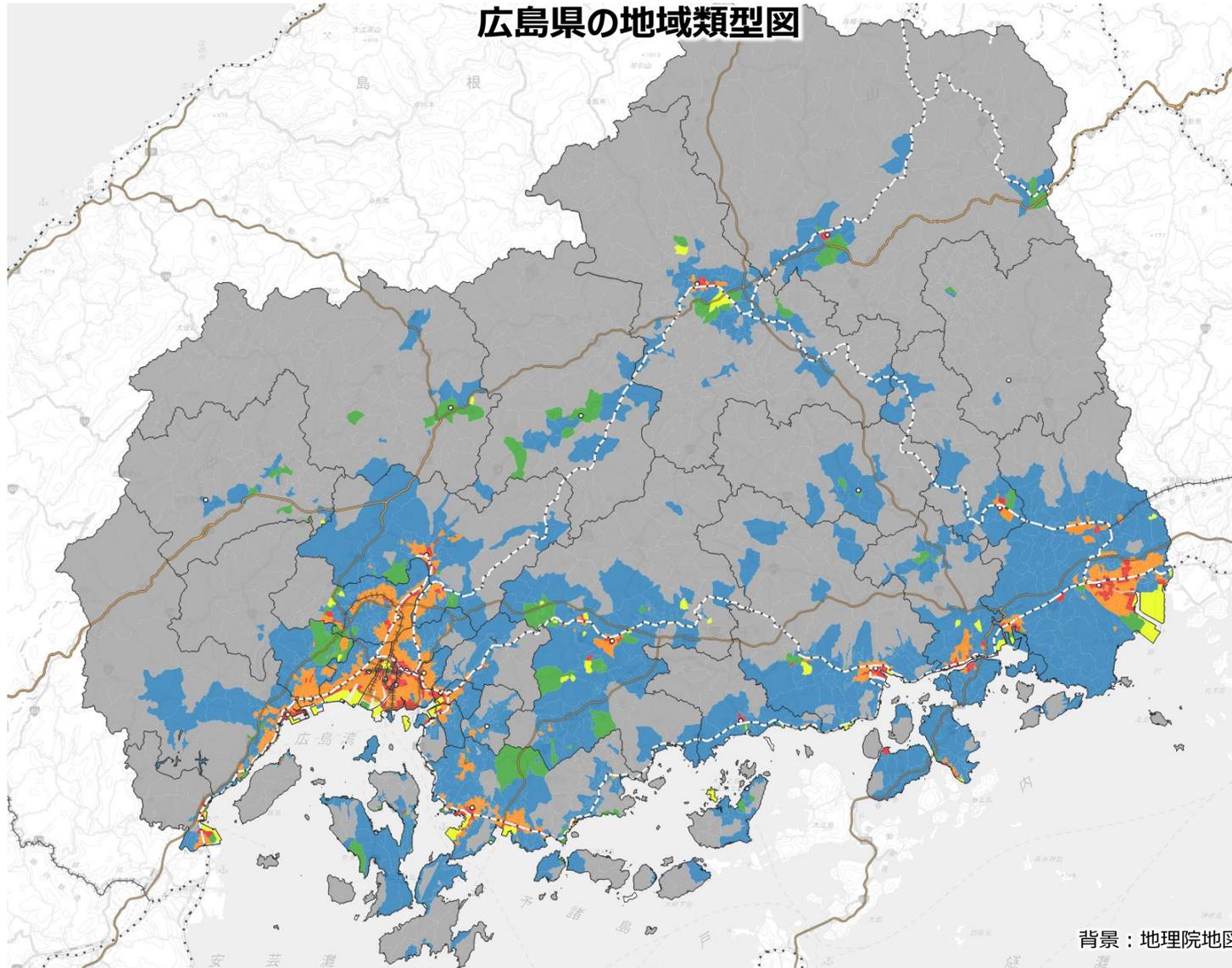
県内交通の現状（第2回）	課題（第2回）		地域類型別の目指す姿
社会構造の変化 <input type="checkbox"/> 年齢階層別人口の構造的な変化 <input type="checkbox"/> 高齢者単独世帯が今後も増加傾向 <input type="checkbox"/> 移動需要はコロナ前まで回復しない	社会構造の変化による移動需要の減少	都市 拠点型	
移動困難者の増加 <input type="checkbox"/> 20年後には2人に1人が高齢者 <input type="checkbox"/> 運転免許をもたない高齢者が大幅に増加 <input type="checkbox"/> 移動をあきらめる・抑制されるといった潜在的な移動困難者が増加する可能性	顕在的・潜在的な移動困難者の増加	都市 住居型	
苦境に立たされる交通関係者 <input type="checkbox"/> 収益の悪化による負のスパイラル <input type="checkbox"/> 交通事業者の人材不足が深刻化 <input type="checkbox"/> 住民1人あたりの行政コストが増大	交通サービスの持続可能性	目的地 特化型	本日の論点
公共交通が置かれている環境の変化 <input type="checkbox"/> 県民の環境意識の高まり <input type="checkbox"/> 危機事案への柔軟かつ機動的対応 <input type="checkbox"/> 官民の垣根を超えた地域共創型の交通	公共交通の位置づけの見直し	地域 拠点型	
		地域 住居型	
		移動需要 分散型	

施策の方向性・具体施策

地域類型（全域概況）

広島，福山，呉市等の一部に「都市」拠点型，役場・駅・主要道路等の周辺に「地域」拠点型，それら拠点の周辺に住居型が展開されている。

広島県の地域類型図



- 【凡例】地域類型
- 都市拠点型
 - 都市住居型
 - 目的地特化型
 - 地域拠点型
 - 地域住居型
 - 移動需要分散型

背景：地理院地図

地域類型のイメージ

類型を想起させるワード

移動需要分散型

- ・山, 川, 海
- ・集落

地域拠点型



- ・町役場
- ・支所周辺
- ・病院
- ・道の駅

地域住居型



- ・低密に立地する住居

目的地特化型



- ・大規模工場
- ・工業地域

都市住居型



- ・マンション群
- ・住宅団地

- ・鉄道駅
- ・市役所
- ・マンション
- ・ホテル
- ・総合病院

都市拠点型



- ・高層ビル
- ・商業ビル
- ・タワーマンション
- ・新幹線駅

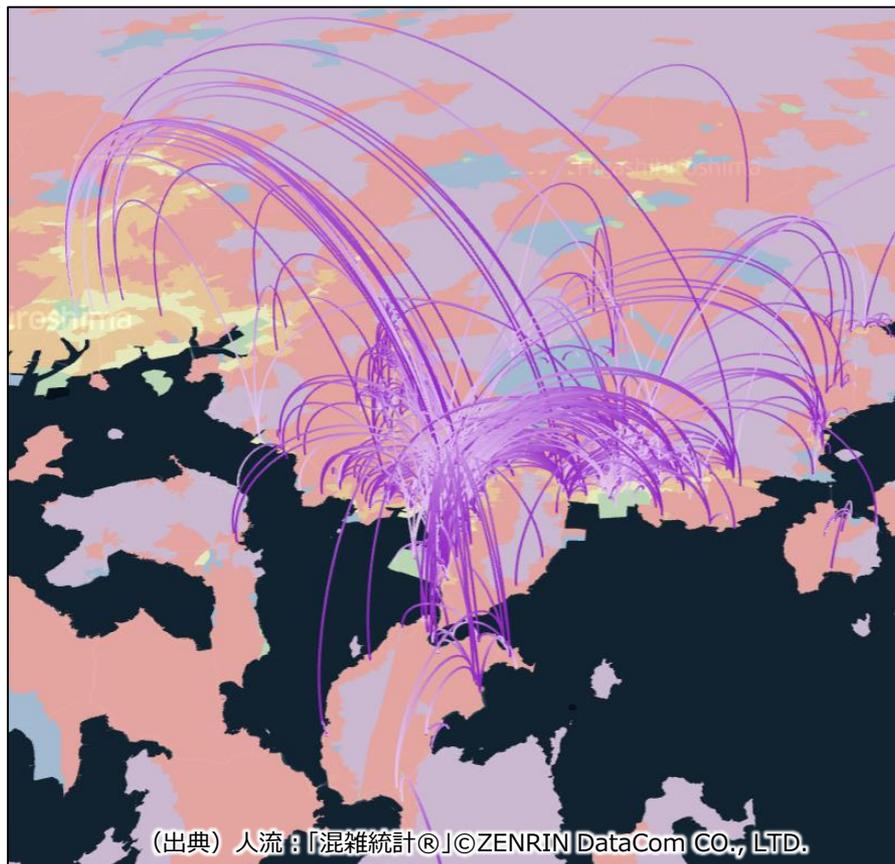
類型別の特徴，移動の実態

人流データ等から，類型別の特徴や移動の実態を分析し，それぞれの特性に応じた目指す姿を検討する。

類型別の特徴（第2回協議会資料より）

都市 拠点型	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤・通学の目的地で，日中滞在量多い ・将来的な移動需要も見込まれる ・渋滞や混雑が起きやすい
都市 住居型	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤・通学の出発地で，朝・夕の移動多い ・都心部に近く，目的地へのアクセス性重視 ・朝夕と昼間で移動ターゲットが異なる
目的地 特化型	<ul style="list-style-type: none"> ・工業団地等，日中に滞在量が集中する ・Co2対策等，環境問題との関係性は強い ・事業継続のため，災害時のレジリエンス重視
地域 拠点型	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活の拠点。日中の滞在量多い ・今後は移動量の減少が見込まれ，まちづくりとセットになった交通対策が求められる
地域 住居型	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤・通学の出発地で，朝・夕の移動多い ・日中の移動少なく，無人客のバスあり ・大きな買い物は他地域まで足を延ばす必要
移動需要 分散型	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模の移動需要が分散的に存在 ・将来的な移動需要の減少が大きい地域。 ・免許返納後の移動手段の確保が課題

ODデータによる移動の実態（呉市の例）



（出典）人流：「混雑統計®」©ZENRIN DataCom CO., LTD.

「混雑統計®」データは，NTTドコモが提供するアプリケーション(※)の利用者より，許諾を得た上で送信される携帯電話の位置情報を，NTTドコモが総体的かつ統計的に加工を行ったデータ。位置情報は最短5分毎に測位されるGPSデータ(緯度経度情報)であり，個人を特定する情報は含まれない。
 ※ドコモ地図ナビサービス(地図アプリ・ご当地ガイド)等の一部のアプリ。

目指す姿（都市拠点型）

<p>目指す姿</p>	<p>圏域全体の豊かな生活環境の創出に向けて、拠点内及び拠点間が相互に連携しながら最適な交通ネットワークで結ばれている。</p>	
	<p>設定の視点</p>	<p>【拠点間の移動】 圏域全体の発展を牽引するため、バスターミナル、主要港、主要駅等、各圏域の交通結節点を結ぶ最適なネットワークが整備され、拠点間を自由に移動できている。</p> <p>【まちなかのコミュニケーション】 人と人との出会いを通じて、まち全体でのイノベーションを促進するため、効率性の高い移動に加え、まちなかの移動そのものを楽しむ環境が整っている。</p>
<p>移動の実態（データ）</p>	<p>圏域全体のハブとして、昼夜を問わず人の移動が多い。</p>	
<p>今後の施策も含めたキーワード</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 交通事業者の共創 • 拠点間交通の強化 • 多言語化対応 	



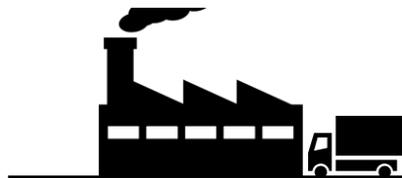
目指す姿（都市住居型）

	<p>多様な価値観やニーズを持つ様々な世代の人々が、大都市圏では得られないゆとりと安心を実感できるよう、都市と自然を自由に行き来できている。</p>	
目指す姿	設定の視点	<p>【アクセス性の向上】 都市に近い立地条件を背景に、多くの人々が日々の生活に公共交通を利用しており、交通モード相互の連携によって目的地へのアクセス性が高まっている。</p> <p>【多様なライフスタイル】 東京や大阪といった大都市圏では得られない多様なライフスタイルを後押しするため、人々が交通結節点を經由し、豊かな自然にアクセスすることができている。</p>
移動の実態 （データ）	<p>朝・夕にかけて、都市拠点型に向けた（to,from）移動が集中している。</p>	
今後の 施策も含めた キーワード	<ul style="list-style-type: none">• データ連携基盤• 多様化する価値観を満たす交通• 環境にやさしい交通GX（グリーントランスフォーメーション）	



目指す姿（目的地特化型）

	<p>環境と経済・生活のどちらかではなく、どちらも追求する社会となるよう、地域や企業において公共交通の利用が促進されている。</p>	
目指す姿	設定の視点	<p>【脱炭素による環境負荷の軽減】 地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指した地域や企業が増え、地球環境にも利用者の利便性にも配慮したモビリティとしての公共交通が浸透している。</p> <p>【災害時のレジリエンス】 災害発生時等おける企業活動の継続性を高めるため、公共交通の各モードが相互の不足を補いながら運行を続けている。</p>
移動の実態 (データ)	<p>近隣の住居型（都市・地域）から、朝・夕の移動が集中している。</p>	
今後の 施策も含めた キーワード	<ul style="list-style-type: none">・ 環境にやさしい交通GX（グリーントランスフォーメーション）・ レジリエンス向上に向けた設備投資	



- ・大規模工場
- ・工業地域

目指す姿（地域拠点型）

	<p>広域ネットワークと地域内の生活交通が整備され、生活の拠点としてだけでなく都市部へのアクセス性も向上している。</p>	
<p>目指す姿</p>	<p>設定の視点</p>	<p>【地域内外への移動】 デジタルをはじめとする新たな技術の活用により、地域内及び地域外への移動が自由なく実現し、住民の生活利便性が高まっている。</p> <p>【まちづくり拠点】 公共交通と基盤整備がセットとなった取組が進んでおり、地域の移動を支える交通結節点としての魅力が向上している。</p>
<p>移動の実態 (データ)</p>	<p>地域住居型からの目的地であるとともに都市拠点型への出発地となっている。</p>	
<p>今後の 施策も含めた キーワード</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地域と交通事業者の共創 • 新技術の導入（自動運転, MaaS） • データに基づく政策立案（EBPM） 	



- 町役場
- 支所周辺
- 病院
- 道の駅

目指す姿（地域住居型）

目指す姿	<p>将来にわたって暮らし続けることができる生活環境を守るため、デジタル技術を活用した様々な交通サービスが効率的に提供される仕組みづくりが進んでいる</p>	
	設定の視点	<p>【交通マネジメント】 まちづくりの視点も持ちながら、地域の実態に応じて公共交通をデザインする人材が各地で活躍し、新たな交通サービスに向けた先進的な取組が迅速に進んでいる。</p> <p>【需要と供給に基づくマッチング】 デジタル技術を活用することで、抑圧されている移動も含む移動需要に基づいたマッチングが行われ、住民のライフスタイルに合わせた交通再編が進んでいる。</p>
移動の実態（データ）	<p>地域拠点型への移動が主だが、都市拠点型ほど移動の時間帯が決まっていない。</p>	
今後の施策も含めたキーワード	<ul style="list-style-type: none"> • 新技術の導入（自動運転、MaaS） • 交通人材の育成 • データに基づくマッチング 	



・低密に立地する住居

目指す姿（移動需要分散型）

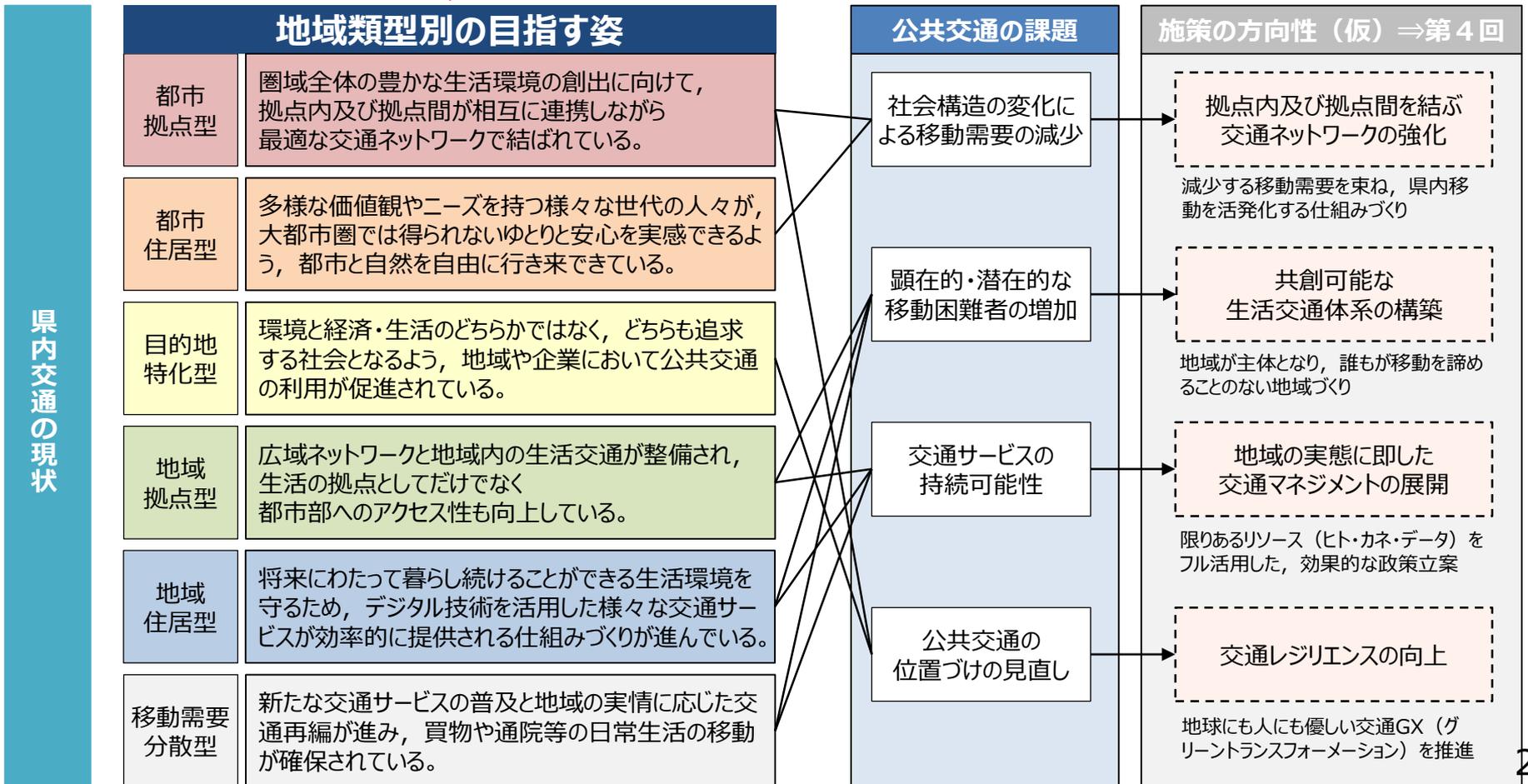
	<p>新たな交通サービスの普及と地域の実情に応じた交通再編が進み、買物や通院等の日常生活の移動が確保されている。</p>	
<p>目指す姿</p>	<p>設定の視点</p>	<p>【交通と生活サービスとの連携】 交通事業者，利用者，目的地，行政等が主体的に連携し，交通と生活サービスの相乗効果が生まれることにより，生活交通の持続可能性が高まっている。</p> <p>【輸送資源の総動員】 地域の輸送資源が総動員されることで，免許返納後等においても，地域住民の買い物や通院等，日常生活に必要な移動が確保されている。</p>
<p>移動の実態 (データ)</p>	<p>公共交通の利用（≒提供）が少なく，主な移動手段は自家用車。</p>	
<p>今後の 施策も含めた キーワード</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 地域のリソース（ヒト・カネ・データ）の総動員・ 住民同士による互助輸送	



目指す姿～課題～施策の方向性

県全体の目指す姿を踏まえ、地域類型別の目指す姿をそれぞれの移動特性に合わせ設定する。

県民の暮らしと、地域・経済の共創を支え、ひろしまの価値を高める
社会基盤としての地域公共交通の実現



參考資料

(参考) 都市拠点型



拡大図



イメージ

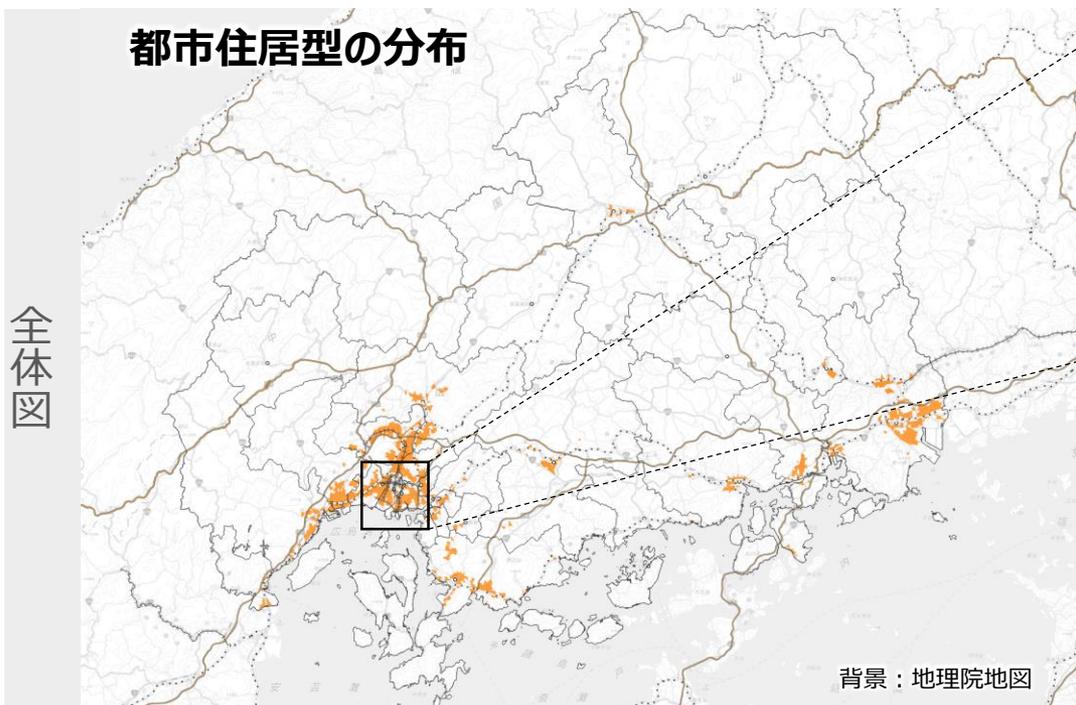


その他：福山駅周辺，広島市役所周辺

特徴

- 通勤・通学の目的地になっており，日中の滞在量が多い。
- 移動量が多く，将来的な移動需要も見込まれる。
- 移動が集中することで，渋滞や混雑が起きやすい。

(参考) 都市住居型



その他：呉市焼山エリア，福山市川口町エリア

特徴

- 通勤・通学の出発地になっていることが多く，朝・夕の移動が多い。
- 都心部に近く，駅やバス停，目的地までのアクセス性が重視される。
- 朝夕（通勤・通学）と昼間（買い物等）で移動ターゲットが異なる。

(参考) 目的地特化型

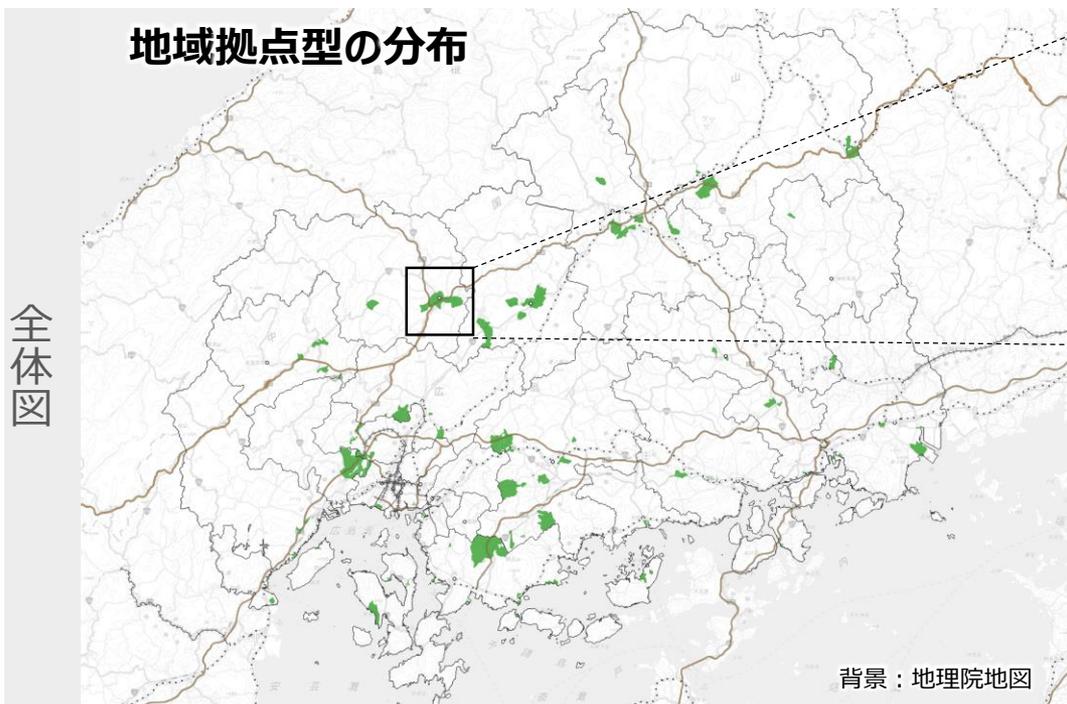


その他：広島市商工センター，県内各工業団地

特徴

- 大規模工場や工業団地等，日中に滞在量が集中する地域。
- 通勤渋滞時のCo2対策等，環境問題との関係性は強い。
- 事業活動の継続性を高めるため，災害時のレジリエンスが重視される。

(参考) 地域拠点型



拡大図



イメージ

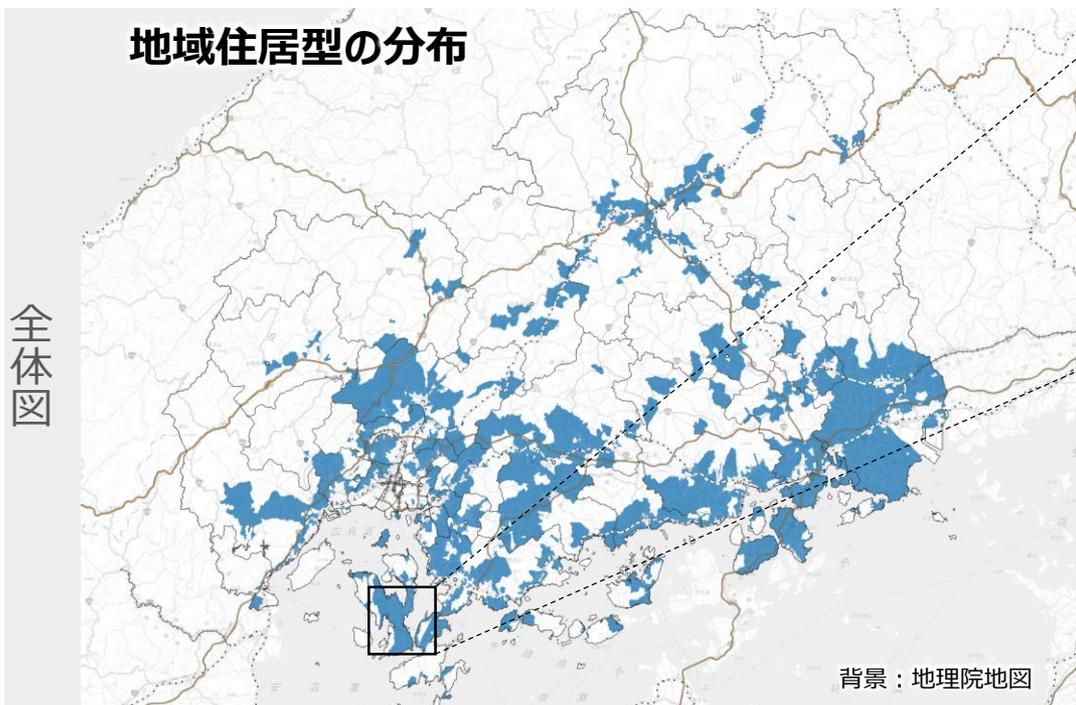


その他：庄原IC周辺, クロスロードみつぎ周辺

特徴

- 各地域における生活の拠点となっており、日中の滞在量が多い。
- 今後は移動量の減少が見込まれており、まちづくり（＝目的地としての魅力向上）とセットになった交通対策が求められる。

(参考) 地域住居型



その他：福山市神辺エリア，三原市糸崎エリア

特徴

- 通勤・通学の出発地になっていることが多く，朝・夕の移動が多い。
- 日中の移動が少なく，乗客のいない便を運行しているバスもある。
- 大きな買い物をする場合，他地域まで足を延ばす必要がある。

(参考) 移動需要分散型



拡大図



イメージ



その他：中山間地域における大部分の地区

特徴

- 小規模の移動需要が分散的に存在。
- 将来的な移動需要の減少が、他地域に比べ最も大きい地域。
- 特に高齢者は免許返納後の移動手段の確保が求められる。

(参考) ワーキンググループでの検討経緯

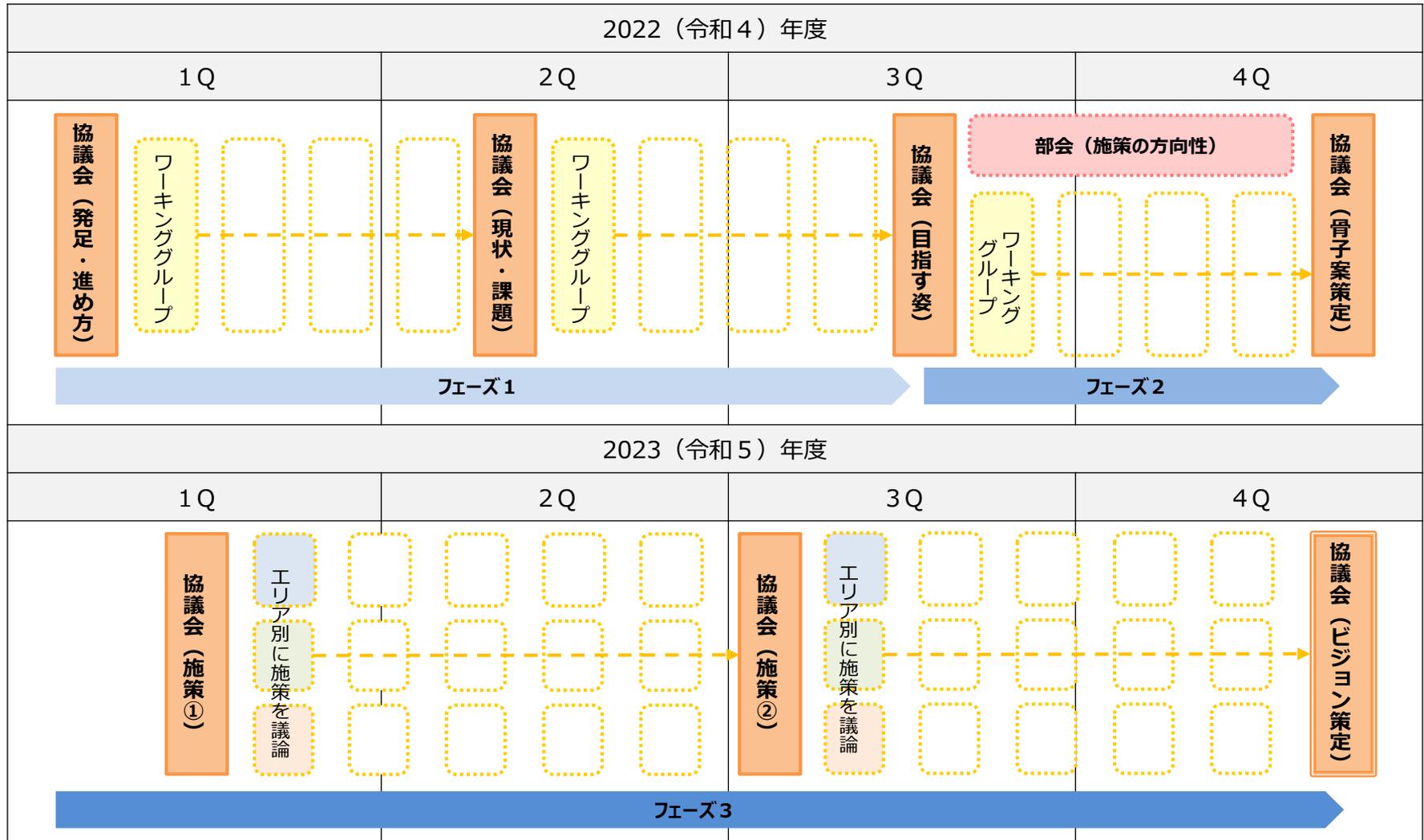
学識者（協議会委員）を中心とするワーキンググループにおいて、これまで集中的に議論を行い、各テーマごとの検討を実施。

ワーキンググループの開催状況

開催日		テーマ
第1回	4月5日	・ワーキンググループの進め方
第2回	4月25日	・外出, 移動の意義・必要性
第3回	5月30日	・広島県における外出, 移動の意義・必要性 ・調査・分析の進め方 ・未来シナリオの手法
第4回	6月10日	・ビジョンに必要な視点や留意すべき事項
第5回	6月24日	・調査・分析（需要面・供給面） ・課題の整理
第6回	7月8日	・課題の打ちだし
第7回	8月9日	・課題の再整理
第8回	8月22日	・第2回協議会資料確認, 未来シナリオ検討
第9回	9月8日	・シナリオプランニングによる未来シナリオの設定の進捗報告
第10回	9月27日	・第3回協議会にむけたWGスケジュール ・目指す姿の再定義 ・目指す姿の検討
第11回	10月20日	・神田先生話題提供 ～リデザイン+それ以降の動向～ ・目指す姿（地域類型） ・来年度の進め方
第12回	11月17日	・第3回協議会資料確認

(参考) 策定スケジュール

今後、部会（市町の交通活性化協議会）やワーキンググループにおいて、施策の方向性について議論を重ね、今年度中に骨子案を取りまとめる。



路線バスの飾り付け実施について

【概要】

子供たちとその保護者の方に、公共交通へ親しんでもらうことを目的に、七夕及びクリスマスの時期に合わせて路線バスの飾り付けを、ぐるっとバスと市内路線バスで実施した。

【日程】

月日	実施箇所	対象路線	参加者
6月20日(月)	たんぼぼ園 保育所	ぐるっとバス右まわり	約70名
12月1日(木)	広谷保育所	ぐるっとバス右まわり	約80名
12月7日(水)	上下保育所	上下線等の市内路線	約60名

【運行期間】

クリスマス：12月25日(土)までぐるっとバス右まわり・府中一上下線等で運行。

【写真】



府中市公共交通おでかけ応援クーポン券

【目的】

外出機会の創出、公共交通の利用促進を図るため、公共交通事業者支援を目的とし、市内を運行する路線バスやタクシーに乗車する際に使用することができる『公共交通でおでかけ応援クーポン券』を市広報12月号に印刷し配布した。

【クーポン券の概要】

金額（割引額）： 1,000円分（100円券×10枚）

対象公共交通機関： 市内を運行する路線バス（貸切、高速バスは除く）及びタクシー（市内タクシー事業者に限る）

使用期間： 令和4年12月1日（木曜日）～令和5年2月28日（火曜日）

使い方：

- ・運賃を支払うときにクーポン券を渡すと、割引が適用。
- ・1回の乗車につき、クーポン券を最大5枚（500円）まで使用でき、運賃を超えるクーポン券の使用不可。

バスやタクシーを利用してお出かけしよう！
公共交通で使えるクーポン券 令和4年12/1～令和5年2/28
 最大500円割引

最近、バスやタクシーに乗っていますか？
 通勤や通学、買い物に通勤にと、身近で便利な公共交通。
 12月から令和5年2月まで市内の公共交通で使える「公共交通でおでかけ応援クーポン券」を発行します。この機会に、お蔭に、より便利に、バスやタクシーでお出かけしませんか？
 問い合わせ先 都市デザイン課（☎43-7159）

公共交通でおでかけ応援クーポン券の使い方

▷府中市内の路線バス（関中国バス）やタクシー（アシナトララングット㈱、中国タクシー㈱、エクシードタクシー㈱、昭和タクシー㈱）で使用できます。
 ※貸切バス、高速バスは対象外です。
 ▷クーポン券の使用できる範囲は、原則として府中市内に限ります。ただし、乗降場所のいずれかが府中市内である場合は使用できます。
 ▷運賃を支払うときにクーポン券を渡すと、割引が適用されます。
 ▷1回の乗車で、クーポン券を最大5枚まで使用できます。
 運賃を超えるクーポン券の使用はできません。
 ▷運賃との差額や100円未満は現金などで支払ってください。
 ▷ICカードとの使用はできません。
 ▷他の割引制度との併用ができます。それぞれの割引後の料金は、クーポン券による割引が適用されます。
 ▷クーポン券を他者に譲渡できますが、販売・換金は禁止です。
 ▷複製（コピー）したクーポン券は使用できません。

例えば、運賃340円の場合
 クーポン券 + 340円
 ↓ OK
 ↓ クーポン券
 ↓ 使用不可
 運賃340円の場合、クーポン券は3枚まで使用できます。残りは現金などで支払ってください。

道路バスの検索には Be-Valueが便利！

市役所職員を対象としたノーマイカー運動の試行

【目的】

- ・公共交通を利用する機会が少ない働く世代に対し、通勤手段や休日の外出方法を見直してもらい公共交通機関の利用につなげる。

【試行期間】

令和3年8月～

【概要】

項目	内容
対象者	府中市に勤務する全庁員（庁外職場、現業職員を含む）
参加方法	移動手段をマイカーから転換した回数等を計測
集計方法	庁内での掲示板システムのアンケート機能を用いて集計
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤手段に限らず、休日の移動手段転換も、公共交通の利用促進効果があるので参加回数にカウントする ・毎月第4金曜日を「ノーマイカー運動参加基準日」に設定。庁内掲示板等で呼び掛け

【参加状況】

令和4年10月：

○通勤方法が『自家用車またはバイク』の者が、ノーマイカー運動に参加した回数

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回
自転車	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人
徒歩	0人	0人	0人	0人	2人	0人	0人	0人	0人
鉄道	0人								
バス	2人	1人	0人	2人	0人	0人	0人	0人	0人

○休日に公共交通を利用した回数

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回
鉄道	18人	17人	2人	4人	1人	0人	0人	1人	1人
バス	14人	6人	0人	1人	1人	0人	0人	0人	0人
タクシー	15人	2人	0人						
上記以外(フェリーやグリーンスローモビリティなど)	4人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

令和4年11月：

○通勤方法が『自家用車またはバイク』の者が、ノーマイカー運動に参加した回数

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回
自転車	0人	1人	0人						
徒歩	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人
鉄道	2人	0人							
バス	2人	0人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	1人

○休日に公共交通を利用した回数

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回
鉄道	27人	11人	4人	0人	4人	0人	1人	1人	0人
バス	10人	3人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
タクシー	5人	4人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
上記以外(フェリーやグリーンスローモビリティなど)	7人	1人	0人						

福塩線対策協議会による鉄道利用促進活動

【概要】

府中市都市デザイン課が会員として所属する『福塩線対策協議会（事務局：福山市都市交通課）』に関連する今年度の活動を報告する。

【取組詳細】

① ワイン列車運行

概要：ワインを題材とした企画列車を運行した。

日時：令和4年11月19日（土）

福山10:22 → 三次12:54 → 福山16:05

参加人数：40名（予定の定員を完売した）

車内企画：沿線のワイン試飲と車内での販売

ワイン生産者による講義、広島県出身芸人「フロントライン」によるライブ 等

日本旅行 JAPAN TRAVEL AGENCY

福塩線利用促進事業

2022年 11月19日 協力:福塩線対策協議会

6種類のワインを楽しむ 福塩線ワイン列車の旅

■出発日/旅行代金(おひとりあたり)/募集人員/最少催行人員

出発日	大人	未成年(小学1年生以上)	募集人員	最少催行人員
11月19日(土)	3,900円 (旅行代金3,800円-保険代100円)	1,900円 (旅行代金1,800円-保険代100円)	先着40名	1名より催行

●未就学児は無料ですが、列車の座席・弁当はございません。列車の席と弁当をご希望される方は、申込時にお伝え下さい。(ご旅行代金は未成年と同様です)
 (参加条件)
 ①新型コロナウイルスワクチンを3回接種して2週間以上経過、または出発3日前以前のPCR検査等で陰性を確認できる方限定とします。
 ・出発当日受付時、接種証明書または陰性証明書各1冊ご持参ください。
 ・ご本人を確保できる公的身分証明書(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)も当日ご持参下さい。
 ②ご参加の皆様には、別途、車内旅行傷害保険100円をご加入いただき、旅行代金と合わせてお支払い頂きます。
 別乗保険会社：損害保険ジャパン株式会社 (補償内容) 死亡後遺金260万円・入院日額3,000円・通院日額1,500円
 ※その他の特約タイプご希望の場合は別途ご相談下さい。
 ■添乗員：全行程同行致します。 ■食事条件：朝①回・昼1回・夕①回
 ■旅行代金に含まれるもの：JR運賃・座席代・おつまみ代・デザート代・飲み物代・添乗員旅行費用・保険・サービス料等

行		程	
福山駅	府中駅	三次駅	三次駅
10:22	11:05 11:07	12:54	13:21
			府中駅
			15:00 15:23
			福山駅
			16:05

■集合場所 JR福山駅構内 日本旅行TIS福山支店前 ■集合時間 10時00分までにお集まり下さい。
 ※府中駅からも乗降できます。申込時、お申し付け下さい。(費用は別途になります。)

ポイント① 山野峡・せら・三次のワイン飲み放題！
 三次ワイナリー：TOMOÉ セミヨンパレルセクション(白) 等
 せらワイナリー：百花 マスカット・ベリー-A2019(赤) 等
 山野峡大田ワイナリー：2021 富士の夢(赤) 等
 をはじめ6種類のワインをご用意しております。
 せら・三次ワイナリースタッフによる講義もあります！

ポイント② ワインに合ったおつまみ・お弁当・デザートをご用意！
 ・昼食は府中市上下旬の地産地消を生かしたワインに合う「お弁当」をご用意！
 ・デザートに第7回全国逸品グランプリ受賞「甘酒プリン」をご用意！
 ・おつまみ「くわいチップス」・「パン」・「kimchi漬物ナッツ」・「とりハム」をご用意！

ポイント③ 車内イベント満載！
 ・大好評「ミニコンサート」を開催！
 ・広島県出身芸人「フロントライン」によるお笑いライブ開催！

ポイント④ 特別企画！！八田原トンネルイルミネーション鑑賞！

② 河佐峡レンタサイクル

概要：福塩線の利用促進や河佐峡周辺の散策を目的に、河佐駅前に10台の無料レンタサイクルを用意。

期間：令和4年7月16日～令和4年8月31日

利用者数：14組、35名



③ サイクルトレイン

取組概要：JR西日本の貸切列車を活用したサイクルトレインを走らせることにより、福塩線沿線地域全体の魅力発信を行う。モニター参加者の意見を踏まえ、サイクルトレインを活用した旅行商品化を図り、新たな観光客の取込及びリピーターの増加を目指し、持続可能な観光地域づくりを進める。

運行日：第1回 11月13日(日)「世羅高原サイクリングの旅」

第2回 11月27日(日)「府中上下町サイクリングとサウナの旅」

第3回 12月11日(日)「府中市上下町～福山市スタンプラリーの旅」



グリーンスローモビリティ試乗会

【目的】

グリーンスローモビリティの導入・普及等の検討の一環で、環境省の事業として、府中市市街地において、グリーンスローモビリティの試乗会を実施します。

『グリスロとは？』

グリーンスローモビリティの略で、ゴルフカートをベースとした電動小型自動車。最高時速 20 km/h、小回りが効くので狭い道路を走行でき、登坂能力が高いので坂道にも強い。4～10人乗り等があり、観光や買い物など日常使いで使用され全国的にも実証実験が盛んに行われている。近隣では、福山市の鞆の浦やまちなかで運行されています。



試乗会

グリスロに『乗車』する体験



日時：12/27 (火) 10:00～

①10:00～10:15 ②10:15～10:30 ③10:30～10:45
④11:00～11:15 ⑤11:15～11:30 ⑥11:30～11:45

集合場所：道の駅びんご府中

実施内容：市内公道のルート試乗（道の駅⇄観光案内所）

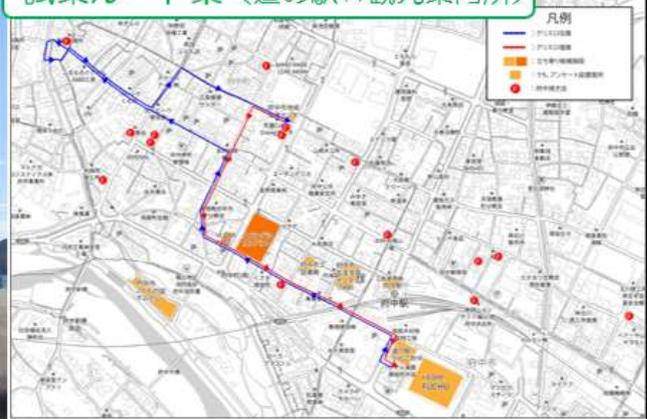
参加方法：事前予約制（12/21 (水) 17:30×）

※下記申し込みフォームより申し込みを行う

試乗車両（7人乗り車両）



試乗ルート案（道の駅⇄観光案内所）



府中市地域公共交通活性化協議会規約

平成20年2月1日制定

平成31年4月1日改正

令和2年6月4日改正

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために、府中市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を広島県府中市府川町315番地に置く。

(業務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 網形成計画の実施に関すること。
- (3) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 住民又は利用者代表
- (3) 鉄道事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者
- (5) 自家用有償旅客運送を実施する団体
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (7) 中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者
- (8) 広島県知事又はその指名する者
- (9) 道路管理者
- (10) 府中警察署長又はその指名する者

(11) 学識経験者

(12) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残存期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長、監査委員及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長1人

(2) 副会長1人

(3) 監査委員2人

3 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。

(会長、副会長及び監査委員)

第7条 会長及び副会長は、委員の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

4 監査委員は、協議会の出納監査を行い、結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必

要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、府中市建設部都市デザイン課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、府中市からの負担金及び国からの補助金等をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、府中市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年府中市条例第30号）の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月4日から施行する。